

平成25年第7回那須烏山市議会12月定例会（第4日）

平成25年12月6日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時40分

◎出席議員（14名）

1番	田島信二	3番	渋井由放
4番	渡辺健寿	5番	久保居光一郎
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教

◎欠席議員（3名）

2番	川俣純子	9番	板橋邦夫
18番	樋山隆四郎		

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	粟野育夫
危機管理室長	清水敏夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一

都市建設課長

福 田 光 宏

上下水道課長

樋 山 洋 平

学校教育課長

網 野 榮

生涯学習課長

堀 江 功 一

◎事務局職員出席者

事務局長

平 山 隆

書 記

薄 井 時 夫

書 記

藤 野 雅 広

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さんも大変御苦労さまです。ただいま出席している議員は14名です。2番川俣純子議員、9番板橋邦夫議員、18番樋山隆四郎議員の欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき10番水上正治議員の発言を許します。

10番水上正治議員。

[10番 水上正治 登壇]

○10番（水上正治） 改めておはようございます。本日一般質問最終日3日目でございますけれども、傍聴の皆さん、連日御苦労さまです。

私は先ほど議長から発言の許しを得ました10番水上正治でございます。既に通告してありますので、その通告に従って質問していきたいと思っております。

大谷市長におかれましては、さきの市長選において3期目を無競争で当選されまして、まことにおめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。また、池澤教育長におかれましても、このたびの改選での教育長の就任にお祝いを申し上げますところであります。両名とも健康に留意して職務に精励されますようお願い申し上げます。

さて、今回、私は3つの課題について質問いたします。その1つが、市長の市政運営についてであります。この課題については、一昨日、同僚議員が既に質問しておりますけれども、私は別の角度から質問してみたいと思っております。

市長は、今回の市長選のマニフェストに5本柱の政策ビジョンを掲げて当選されました。このマニフェストどおりに実行されれば、それはそれは素晴らしいことかもしれません。そして、ある意味では、市民の中には望んでいる方もたくさんいると思っております。

しかし、私は財政負担が生じない施策や改革は、これは当然実行すべきと思いますが、財政負担がのしかかる、いわゆる箱ものについては、テーブルに載せるのは結構でありますけれど

も、拙速な計画や実施を行うことなく、任期4年のスパンの中で考えるべきと思っています。そして、計画にあたっては、市長は多くの市民の意見を聴すべきと思っています。であるから、市長は、どのようにこれらの課題に対処しようとしているのかを伺うものであります。

2つ目は、南那須地区の学校再編についてであります。那須烏山市立学校再編検討委員会は、那須烏山市立学校再編整備に関する答申書を平成24年度中の本年3月21日付けで教育委員会に答申いたしました。検討委員会は、平成24年6月29日に市教育委員会より少子化に伴う児童生徒数の減少や学校施設の耐震化にかかわる諸問題の解決を図るため、市立小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方並びに再編整備、いわゆる統合の具体的方策について諮問を受けたことによる答申であります。

その答申の結論の一部でありますけれども、烏山地区は平成24年4月の中学校1校、七合中学校が烏山中学校に統合した。それで一区切りとして、南那須地区には2つの中学校があるわけですが、下江川中学校と荒川中学校を統合して、今度は下江川中学校の跡地に江川小学校を移転すべしと、そういう答申でございました。

ここで問題になっているのは、教育委員会で先ほど申し上げました平成24年度中、3月21日付けですから、その日だったのかなと思いますけれども、答申書を受け取ったにもかかわらず、公表が翌年にずれ込みました。市長への報告が5月1日と聞いていますし、我々議会も5月28日だったと思います。

我々の報告のときの全員協議会の取材を受けて、きょうも来ていますけど、今度来たのによって、翌29日に下野新聞紙上に記事が載りました。そのときの内容として、私たち議会には答申を含めて3年以内ということですから、平成26年度の終わった平成27年4月統合という説明であったと思うんですけれども、新聞記事はその29日に3年を目途にとなっていたものですから、一部の父兄は平成25年度から3年だろうと認識している方が大分いまして、答申と違うのではないかということで、一部の方が今、そのことを心配しているわけであります。

この混乱の原因になったこの一連の過程ですね。これはなぜ年度末までに公表できるような日程を組むことができなかつたのか。そしてまた、実際に答申は平成24年度であったわけですから、年度末ということで大変忙しい時期あるいは課長等の異動もあったことはそれはわかるんですけれども、教育長以下学校教育課でなぜこういうふうにおくれたのか。この理由をお聞きしたいと思っています。

2番目は公表や説明会の実施以来、下江川地区学校再編を考える会というのができまして、その会からの要望、そのほか多くの方々から要望や提言があったと思いますけれども、その内容をどのように対処するつもりかを伺うものであります。

3番目は荒川中学校と下江川中学校の統合のスケジュールを問うものであります。一昨日、

久保居議員の質問に統合は平成27年4月1日、来年の2月ごろに多くの意見を聞いて決断するというふうな説明だったかなと思うんですけども、どのようなスケジュールで行うつもりなのかを改めてお伺いするものであります。

3つ目は、太陽光発電事業の推進についてであります。東日本大震災により、福島原子力発電所の事故以来、国の再生可能エネルギー重視政策とあわせて、20年間同価格による電力会社への買い取り義務化によって、現在は太陽光発電事業バブルであります。このバブル状態も買い取り価格が年々下がってきておりますし、送電容量にも限界がありますので、間もなく終結すると思えます。

しかし、本市の場合は安価で広大な土地があるものですから、それを賃借して計画している幾つかのメガソーラー事業もあると思われれます。そこで、市との協議を必要とする事業実績とメガソーラーを含めて今後予想される計画数を伺うものであります。なお、計画の部分については、公表しても支障が出ないものだけで結構であります。

2番目は送電網における道水路の市有地の利用についてであります。太陽光発電パネルによって発電した電力も送電網を利用して、家庭なり工場等へ送電して利用できなければ、これはどうにもならないわけであります。その発電の電力も2,000キロワット、つまり2メガまでなら今、市中に網羅している低圧の送電網を利用して売電することができます。

しかし、2メガを超えますと、高圧の送電線に接続する必要が生じてまいります。また、その場合、高圧の送電線が近くなければ、新たに送電のシステムを構築する必要が発生いたしますので、この場合、道水路等を利用できれば、道水路というのはそんなに曲がったり、紆余曲折しているのは少ないものですから、距離も短くなるし、管理上も比較的容易になると思われれます。そこで、市が所有する道水路を本来の目的を損なわない形での利用は可能かどうかを伺うものであります。

そして、3番目は課税の基本を問うものであります。課税の基本は評価額でありますし、評価の基本は地目かもしれませぬ。地目は不動産登記事務取扱準則で定められた全23目であると思えます。そこで、メガソーラーの敷地はどのように評価するのか。いわゆる地目あるいはその価値です、評価額。それらを含めてお伺いするものであります。

4番目は、発電事業敷地として農地を利用することができる場合の条件を伺うものであります。農地法は戦前の昭和13年制定の農地調整法をもとに昭和27年に制定されました。その後、数度の改正を経て今日に至っておりますが、特に平成21年の改正では、農地は限られた貴重な資源であるというふうに位置づけましたものですから、農地の利用権は拡大されましたけれども、農地を農地以外のものにするための規制が強化されましたので、最近、農地転用が厳しくなったと言われる原因になったのかなと思われれます。

そのことから、農地に発電設備を設置する農地転用許可については、農地法はもとより農地法関連事務にかかわる処理基準についてと、農地法関連事務処理要領の判定についてのほかに、本年3月31日付け農林水産省農村振興局長名による通達で運用していると思います。

しかしながら、これらの通達、私も読んでみましたが、難解な部分がたくさんありますので、しからば太陽光発電事業用地として転用できる条件、これはどういう条件があれば転用できるのかということをお伺いするものであります。

以上で1回目の質問を終わりといたします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは10番水上正治議員から、市長の市政運営について、南那須地区の学校再編について、そして、太陽光発電事業の推進について、大きく5項目にわたって御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の市長の市政運営についてお答えをいたします。私の3期目の政策ビジョンにつきましては、昨日の一般質問でもお答えを申し上げましたが、2期8年の市政運営を振り返りまして、小さくてもキラリと光る那須烏山市の実現に向け、総合計画後期基本計画と連携をしながら、必要とされる重要な政策を掲げたところであります。

水上議員御指摘のように、この政策ビジョンには施設整備等のハード事業も含まれておりますことから、議員御指摘のとおり、一斉に実現することは困難でありますけれども、いずれも本市のまちづくりに必要な施策でありますことから、将来を見据えて優先順位を定めて計画的かつ効率的に事業を推進してまいりたいと考えております。

特に、これまで震災から復旧、復興は市民生活を最優先に進めてまいりましたが、多くの公共施設も被災をし、いまだ手つかずの状況にもあります。そのほか、老朽化あるいは未耐震の公共工事も数多くありますことから、今年度策定を進めております公共施設再編整備計画あるいは知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2に位置づけしまして、類似施設の再整備や施設の複合化も検討しながら整備を図るために、現在、各検討委員会において鋭意協議検討を重ねている。このようなどころであります。

また、これらの整備には多くの財政負担が見込まれます。地方財政は楽観できる状況にありませんから、中長期財政計画との整合を図り、本市の身の丈に合った規模、機能の施設を整備することや、PFIあるいはPPP方式といった民間活力あるいは国、県の有利な補助メニューなどを積極的に活用しながら、財政負担を分散化いたしまして軽減化を図っていきたいと考えております。

公共施設の復旧、復興は安全安心なまちづくりに、さらに市民サービスの向上のため、最優

先で取り組む施策の1つと考えております。市民の意向を十分に把握し、財政状況を踏まえ、計画的かつ効果的な整備を実施しますとともに、議会を初め市民の皆様の御理解を賜りながら慎重に進めてまいり所存でございます。

次に、第2番目の南那須地区の学校再編についてお答えいたします。最初の答申書の市長への報告、年表を年度をまたいだ点につきましては、教育長より答弁をいたします。

要望、提言についてであります。ことし9月6日には、下江川地区中学校再編について考える会から、荒川中学校と下江川中学校の再編に関する要望書が提出されました。要望書では、住民アンケートの実施、児童生徒、保護者、地域住民に対するきめ細かな説明会、懇談会の実施、生徒、保護者、地域住民の合意を尊重することの3項目が要望されております。

その内容は、真摯に受けとめ、最大限の努力をしてまいりました。現在までに4回の説明会と1回の意見交換会を開催し、皆さんの要望には最大限答えているところであります。アンケートにつきましては、地域住民の生の声を重視をするために実施はしておりませんが、説明会、意見交換会の中で御意見は十分いただいてまいりました。今後は過去5回の貴重な意見、要望を勘案しながら、子供たちを一番に考え、教育の機会均等を確保することを念頭に、方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、中学校統合のスケジュールについて御質問がございました。現在のところ、統合方針が決定をしておりますが、この方針が決定した場合、速やかに議会、PTAあるいは地域住民に説明をしております。その上で、学校統合に向けてPTAを中心といたしました準備委員会を立ち上げます。新中学校の開校とそれぞれの中学校の閉校の準備を進めるという流れを予定いたしております。

なお、詳細スケジュールにつきましては、方針が決定した際に、改めて御報告、御説明をしたいと考えております。

次に、太陽光発電事業の推進についてお答えをいたします。まず、事前協議を要した事業実績と予想される事業計画についてであります。さきの大震災に伴う福島第一原発事故は、原子力の危険性を再認識させ、安全で環境への負荷が少ない再生可能エネルギーが注目を集めております。また、平成24年7月からは、再生可能エネルギーの固定買取制度がはじまり、那須烏山市でも太陽光発電は買取金額が高めに設定をされ、参入事業が急増いたしております。

本市では、平成24年2月に再生可能エネルギー導入推進計画を策定いたしまして、再生可能エネルギーのメリット、デメリットを検証してまいりました。その結果、日照時間が長いなど、太陽光発電に対しまして地理的優位性がありますことから、サンライズプロジェクトを定め、太陽光発電設備設置等の積極的な推進を図ってきたところであります。

さて、このような中で、太陽光発電の事前協議であります。本市では、土地利用に関する

事前指導規定に基づき、3,000平方メートルを超える開発につきましては、土地利用計画の各関係法令などの調整を行い、5万平方メートルを超える開発行為は、県との事前協議対象となっております。

平成24年度からは、現在までの太陽光発電設備設置等に関する事前協議は4件ございました。このうち3件は協議を終了いたしておりまして、1件は県との協議中であります。また、太陽光発電に関する相談は20件近くに上っております。これらの事業計画が固まれば、事前協議を関係法令に基づく手続を指導してまいりたいと思います。

次に、送電網の市有地利用についてであります。太陽光発電事業の送電網につきましては、県道、市道等を経由する計画があります。このため、道路等施設管理者による許可基準について行き違がないよう、県、関係機関と情報共有を図っております。

市道等の送電網利用につきましては、道路法等関係法令に基づき可否を判断することとなりますが、道路等施設利用者への安全対策や太陽光発電事業終了後の送電線撤去の確約などが必要のために、事業計画、管理計画、資金計画、安全性等の審査が重要となっております。

太陽光発電事業は、公共性のある事業でありますので、先進事例を調査研究し、県、関係機関と連携を図り、安全で公共施設本来の機能に支障を来さないことを基本に、道路等施設管理者といたしまして、この使用許可等について検討してまいりたいと考えております。

次に、課税についてお尋ねがありました。太陽光発電事業に供する土地につきましては、今まで本市にはありませんでしたから、平成25年度に施設を設置した土地につきましては、平成26年度から課税するのが初のケースとなります。その評価は、近傍宅地の50%比準となる予定であります。宅地として評価した土地については除かれるわけです。

本市では、地方税法固定資産評価基準等により評価を行っておりますが、より具体的に本市の固定資産の評価の公平性と統一性を確保するため、平成23年9月に固定資産評価事務取扱要領を制定いたしております。

その後、メガソーラー敷地の評価方法につきましては、県内26市町を調査しましたところ、宅地比準で20%から100%ものばらつきが見られました。このために、平成24年11月の改正で、地目の認定を雑種地といたしまして、太陽光発電設備敷地を追加し、本市独自の規定で近傍宅地の50%比準としたところでございます。

なお、事務取扱要領による雑種地の評価は、駐車場、資材置場等は宅地比準70%で評価し、更地で整地をされていないが一定の管理がなされている土地は宅地比準40%で評価をいたしております。また、公道と認定できる道路は16.6%で評価をしておりまして、雑種地には70%、50%、40%、16.6%、原野なみの5通りの評価がございまして。

次に、農地利用の条件についてあります。農地の利用は、主に農業振興地域の整備に関する

法律と農地法により制限をされておりますが、農地法等の法令業務は、農業委員会等に関する法律により農業委員会に委ねております。

御質問の太陽光発電事業のために農地を利用できる場合は大きく2つございます。1つ目は農地を営農したまま太陽光発電施設を設置する営農型太陽光発電設備で、農地の一部を一時転用する方法であります。これは支柱を立てて営農を継続しながら、太陽光発電設備を設置するもので、支柱の部分を最長3年間一時転用し、3年に1回継続申請ができるものであります。

その条件は、一般的に農地で営農を続け、太陽光発電設備を設置する前の生産額と設置後の生産額の報告が義務づけられております。その結果、地域の平均的な単収と比較いたしまして2割以上の減収を超える場合は許可が取り消されたり、継続許可が受けられなくなったりいたします。この方法は全ての農地において適用されますが、市内に例はございません。全国的にも実施例が少なく、非常にハードルが高いものと思われまます。

2つ目に、農地を転用して事業を行う方法であります。許可基準は、立地基準と一般基準がございませす。立地基準は転用許可申請に係る農地の営農条件、周辺の市街地の状況から、転用の可否を判断するものであります。農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内にある農地や集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地は、原則として許可できないものとされる一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内の農地は転用許可ができるものとされております。

一般基準は、この土地の効率的な利用確保という観点から転用の可否を判断するものであります。許可申請内容の実効性が確実と認められない場合や、周辺の農地の営農条件に支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、転用許可ができないとされております。いずれの場合も事業に要する面積は必要最小限が条件となっております。

以上答弁終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私のほうから、再編計画答申が、市長への報告あるいは公表が年度またぎになった理由について問われておりますので、お答えいたします。

南那須地区の学校再編に関しまして、答申書の市長への報告や公表が年度をまたいだ点について、教育委員会では昨年6月29日に少子化に伴う児童生徒の減少や学校施設の耐震化等に係る諸問題を解決するために、市立小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方並びに再編整備の具体的な方策について、那須烏山市立学校再編検討委員会に諮問をいたしました。

検討委員会では、本年2月28日まで9回にわたり慎重に検討を重ね、審議結果をとりまとめて答申書を作成し、3月21日に教育委員会委員長宛て答申書を提出したところであります。この答申書の内容につきましては、教育委員会事務局で慎重に検討し、4月23日の教育委員

会において妥当であると判断しましたことから、5月1日、市長宛てに意見書を付して答申書を提出したものでございます。

その後、この答申書について事務局でさらに検討を重ね、市の方針を、答申書を尊重し、地元説明会を開催して理解を求めることとして、5月28日の議会議員全員協議会に報告し、公表したものであります。

このように、答申書の提出が年度末に近かったこと、答申書の取り扱い等について諸手続を経なければならなかったこと、今後のスケジュール等を慎重に検討しなければならなかったことから、結果として、市長への報告、公表が年度をまたぐことになりましたので、御理解をいただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 答弁ありがとうございました。納得できないところもありますので、さらに質問をしていきたいと思えます。

まず、最初の市長の市政運営についてでありますけれども、確かに必要であるということはそれは私も認めます。しかし、この間、物産センターの跡地の問題で交流センターの関係のあいつた検討委員会の結果を出されましたけれども、やはり庁内だけ、いわゆる執行部だけの検討委員会はだめなんですよ。だめということもないんですけども、最終的に市民が合意していかないとなかなか実行まで難しいという、今、そういうふうな時期だと思います。

それは自分のうちでもそうですけれども、うちに住んだり、うまいものでも食べられるのはそれは最高ですけれども、やはりもろもろのことを考えると、喜んでばかりはられないので、私は先ほども申したように、それをつくるのであれば、もう少し市民の意見を聞くような組織をつくって、それをすい上げて実行したらというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かに箱ものと言われるものの必要性も今あるわけでございますが、特に、その点につきましては、財政負担が極めて大きいのしかかってまいりますので、本当に那須烏山市の身の丈に合った箱もの、そして基本は今あるものを再利活用するというのが原則だろうと私も思います。

そのようなことで、今の御指摘は十分真摯に受けとめておきたいと思えます。今、方向性を出すためのいろいろな案の検討委員会を内部で立ち上げていますが、こういった大変重大な大きなことについては、今後さらにその検討委員会に市民の皆さん、あるいはそういう関係の皆さん方に大いに入っていただいて検討をしていかなきゃならない。それはもう十分理解をいたしておりますので、今の御意見、御提言については真摯に受けとめたいと思えます。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） まあ、そういうことで実際の実行にあたっては、本当に細かい配慮をしていただきたいと思います。そしてまた、市長もそういう考えであるから、それはそれでいいんですが、さらにつけ加えるならば、いわゆるそれぞれの1つの目的じゃなくて、その複合的、中途半端な施設を幾つもつくるんじゃなくて、その1つがあればいろいろな多目的に使えるということも私は大事ではないかなと。幾つも施設があると管理、あとのメンテナンスの関係、もろもろ経費がかかってきますので、いわゆる複合施設というか、多目的施設というか、そういうことと先ほど市長が言ったように、今ある既存の施設の一部改良あるいは目的を変えた使用、そこら辺がこれからのいわゆる箱ものの基本かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 全くそのとおりだと思います。公共施設再編整備計画ということで、毎回お話をしておりますけれども、合併をいたしておりますので、同様な施設があるわけがございます。散在をいたしている。やはり今後の維持管理は、あればあるほどかかるわけがございますから、そういった今複合施設とおっしゃられましたが、そういった再編の中に複合施設を十分加えながら、やはり統一性のある維持管理ができるような箱ものといいますか、そういった整備を考えていかなければならないと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そういうことでその点をお願いしたいと思います。

それと、PFI、我々総務常任委員会でも実は先月の初めに山形のほうに行ってきましたけれども、そのPFIを大分期待しているようですけれども、どうですか。そういった申し入れあるいは本当に何をうちの市としてはやってみたいという、そういうことがあるのであれば、ちょっとお話をお願いしたいんですけども。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） PFI活用方法も今、大いに勉強しながら研究中であるということがあります。PFI、早く言えば財源の年賦払いといいますか、そういうことになるんですよ。ですから、それに対する金融機関ですね。地元の金融機関、そしてSPCの問題がどうしても必要でございますから、そういったコンサルティングの業務も大変必要でございますので、これを立ち上げるためには大変時間、手間がかかります。いろいろと地元の金融機関、そういったところに働きかけていることは事実であります。

あくまでも公共工事でございますから、そういったところはこの財源の大小であれ、協力は前向きに考えるというような今の御返答でございますが、いずれにいたしましても、このこと

については、専門のコンサルティング業務が欠かせませんので、専門家とよく連携をしながら調査研究している。今はこういう段階でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そのPFIは行政需要が物すごく高いところであれば、喜んで私は参加する企業もたくさんいると思いますけれども、何せこういう地域で行政需要もなかなか思うように伸びないということがあるんですけれども、数が伸びないということになれば、私はかなりそのPFIに期待するのちょっと酷かなということも思いますので、今から特に広域でこの間、示されたし尿とか、焼却施設なんかは、これはこれからの市の財政を揺るがすような大問題でありますから、それらはもう今から準備していったほうがいいのかなと思いますので、抜かりなくひとつ準備をお願いしたいと思って、その問題は終わりにしたいと思います。

次に、学校関係の再編関係に移ります。先ほど市長並びに教育長から答弁がありました。それぞれの答弁は理解できるんですけども、私が言いたいのは、なぜ本年の2月28日に最終答申案ができていたにもかかわらず、答申が1カ月近くずれたのか。それによって年度がまたいだという事ですよね。

そういうことで手続を本年に入るといふことであるならば、私は3年おきにして、今の中学1年生の父兄なんですけど、心配している人たちの意見もわからなくはないんですが、ただ、全体的に意見を聞いてみると、早くやってほしいという意見もたくさんあるんですよ、統合はね。

ですから、それはそれとして、混乱を起こさせちゃった、それがどうも納得できないんですよ。ですから、確かにその答申が出たからって即公表というわけにいかないです、それはね。教育委員会でもろもろの手続をとらなくちゃならない。だったら、もう少し、そこら辺を考えられなかったのかどうか、もう1回、答弁をお願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 議員の気持ちあるいは保護者の気持ちを私どもは十分参酌をいたしております。確かに時間がかかったように、時系列で考えるとところもあるかもしれません。しかし、私は、下江川中学校の現況、現在80人、1学年二十数名、この子供たちの教育環境が果たして他校の教育環境と比したときに、公平、公正であるかどうかということを一義的に考えた。そしてなお、荒川中学校と下江川中学校が統合になって新校が誕生した。そこをシミュレーションしたときに、私は一番心配したのは、通学の子供たちの朝夕の通学についてでございます。

御案内のように、下江川中学校は平成20年の1月30日に、下校途中で中学生女子の命をなくしてございます。私は今もって心の中に大きなくさびを打たれたままでございます。この

通学路について、私は職員にお願いいたしました。実施踏査をして市内の通学路を確認してくれと。そういたしましたところ、これはやむを得ない事情で歩道がなかったり、あるいは狭隘だったり、果たして自転車で通学できるか。あるいは歩いて通学できるかどうか等々、時間をかけて丁寧に調査をいたしました。

そしてなおかつ、南那須地域の現通学の状況は、文部科学省の基準に沿っていない事情もございまして、これは地域の事情がございまして、小学生でさえ、2キロまでは集団登下校してございます。しかし、現在の南那須地域の中学生は100メートルであろうと200メートルであろうと自転車で通学してございます。これを果たして烏山地区の文部科学省基準に沿って一律にやっぴいものかどうかということも逡巡いたしました。これは学校の事情や地域の事情も十分あるのではないかと。

もろもろのところを十分時間をかけて、もう二度と子供たちに手痛い目に遭って、人生の半ばで間違っても生命を閉ざすというようなことはあってはならないという思いから、私はこの答申書を教育委員会で丁寧に丁寧にやらせていただきました。

したがいまして、時間はかかってしまいましたが、説明をさせていただければ、これを一例としてもろもろのところがございますので、もし、必要であれば、いつでも馳せ参じて御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 確かにその統合の目的、それから学校教育の充実からすれば、今の教育長の話はわかるんですけど、私が質問したのは、なぜ、だったらもう少し6月29日じゃなく、そこから始まって1カ月でも2カ月でも早くからできなかつたんですかと、こういうことなんですよ。

だから、もうそれはもう今さら結果ですからどうにもならないけれども、ただ、そこら辺の配慮もしてやらないと、私は、考える会が言っていることも一理あるのかなという気はします。なので、これから第2弾、第3弾に南那須地区が学校問題はいろいろありますけれども、そういう日程的なもの等も含めて細かい配慮を注意してもらいたいと思っております。

今、教育長が言うように、その後、平山議員が通学路の問題はあれするので、私は多くは質問しませんけれども、統合したからといって下江川地区の子供らは安全ですか。二山や三山も越えてきて、かえって大変なんじゃないですか。課長、実際に住んでいてどう思います。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの中学生の登校の安全の問題の御質問でございます。こちらについては、やはり説明会の中でも親御さんのほうからあった質問とか不安の中で大き

な項目ということで、今、記録にも残っております。これにつきましては、先ほど教育長から申しあげましたように、文部科学省等々で決まっている、中学校であれば6キロを超えた場合、スクールバスの活用という原則がございます。そういった関係で、じゃあその以内はどうなんだということで、現実的に私も川井地区に住んでおまして、通勤のときに、前は熊田経由でこちらに通勤をしてきましたけれども、ちょうど一番懸念されているのが、やはり水上議員がおっしゃるように、このルートにおいては熊田地区なんかも大変危険な地域で第一に上がっている地域です。事故も頻発しております。

そういったことで、やはり基準は6キロになっておりますけれども、スクールバスの利用は6キロになっておりますけれども、諸般の事情等を考慮して市独自のルールも可能でありますので、そういった危険な地域、6キロにぴたっと線引きをするのではなくて、危ない地域についてはスクールバスの利用を認めようということで、教育委員会としても今、考えております。

また、都市建設課とも連携をとりまして、その特に危険な地域については、特に県道になりますので、これについてはるる要望、陳情活動はやっておりまして、交通安全施設の整備については最優先にやってもらいたいということで配慮はしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） おそらくこれ、6キロでしょう。そうすると、小森議員のところなんかも、今度、烏山中学校に行くようになったからだけれども、デマンドじゃないけれども、本当に親の負担は相当増えると思いますよ。それはもう天候の悪い日なんかは心配で、まして今、少子化で子供が1人か2人の時代、いない家庭もいるぐらいですから、そこら辺は、教育理念はわかりますけれども、現実問題としたときに本当に細かい配慮をしていかなかったら、これ、下江川地区の人たちだからこれで収まっているんですよ。と思いますよ、私は。でないとしたら、えらい問題になっちゃうと思いますので、そういうことで、その問題は後の平山議員に任せることにして、よく考えてほしいと思います。

それと、要望の中で、やはり1年生の親なんですよ、メンタル面。ことし発表されて、そして1年半後には統合ということで受験を心配しているんですよ。だから、その辺のメンタル面のケアをどういうふうにするのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 確かに中学生にとって人生の大きな岐路に立っていることも十分承知しております。特に、中学生、肉体あるいは心との成長のバランスを欠きます。どうしても体のほうが早く成長し、後から心が追いついていくという現況の中で、受験は本当に大きな課題です。その問題については、中学校の先生は長い間、進路指導あるいは教科指導あるいは一

人一人の受験に対する悩み、課題、問題についてはマンツーマンで、親子を交えて進路相談を重ねてきております。現在も第1回の進路相談を終了したところでございまして、これから2弾、3弾と丁寧な進路相談をする。

そしてなおかつ、個々人に、心の痛みを抱えたような場合には、学校にはカウンセラーがいらっしゃる。そして本市にはすこやか推進室がある。その機能を最大限に活用していただいて、進路の悩みあるいは進路についての他人に話せないことを相談員やカウンセラーと十分話し合いをしながら、心の傷を癒していただけるように、自分の入りたい学校、自分の学びたい学校に適切に進路を向けるような指導を、私どもも丁寧にやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そういうふうをお願いしたいんですが、実は学校でのトラブル、これ、現実問題として先生が入れば入るほど複雑になってきちゃうということも聞くんですよ。だから、それは少子化、本当に二、三十人の話ですから、全てが仲間にわかっちゃうようで、下江川中学校ではそれも1つの大きな問題になっているので、これは統合することによってその辺は一部改善されるのかなという思いはありますけれども、ただ、形だけにとらわれたそういう指導では絶対指導にならないですよ。ですから、それはひとつ肝に銘じてお願いしたいことです。

それから、先ほどちょっと聞くのを忘れてしまったんですけど、検討委員会の定数は20人だったんですよ。ところが14人でスタートした、この6人、30%も少なかった、この理由は何だったんですか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） そうですね。組織上の設置要綱におきましては、第3条において委員は20人以内で組織するというところでございまして、現実的に今回の委員については14名で構成したということで、最大限20でございましてけれども、20名に満たずに組織を組んだということでございますが、それぞれこの要綱で要請している議会を含めてPTA等々の各種それぞれの組織からの代表者というものは全て満たしているということで、14名で組織したという経過でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） この問題は久保居議員も質問していたけれども、これ、もっと数が多いほど、事前にある程度秘密会でやったわけじゃないでしょうから、知らしめたこともできたと思うんですよ。本当に今回の統合の当事者の委員なんかわずかしかないので、やはりそれが全てではない。結果としてこういう答申の一部ではありますけれども、もう少しそこからスタートしていかなくちやまずかったんじゃないかなと思いますので、今後にはそういうこと

も留意していただきたいと思います。

それと、学校間の不平等改善ということも久保居議員のときにも答弁していたようにすけれども、不平等が改善する部分はあるけれども、逆に大きくなっちゃったところもありますからね。だから、それは埋める努力をしてくださいよね。都市建設課長も一生懸命その通学の問題やってくれていますので、タイアップして、そしてそこら辺が一番の不平等、とにかく距離が長くなっちゃう。そうすることによって危険度は増すわという、晴れの日ばかりないというような、そんな循環になっちゃいますので、ひとつ不平等感が起きないように、それもお願いしておきたいと思います。

次に、太陽光発電事業に移りたいと思います。先ほど私が申し上げましたように、これは全国的なものなんですけど、本当に太陽光に関しては平成24年度は売電価格が40円プラス消費税ということですから42円です。今年度、平成25年度は1割ダウンして36円プラス消費税ですから37円80銭なんですけれども、その南那須地区、私らのところは今、毎日のようにそういう土地がないかみたいな電話が来ますけれども、この企業誘致関係ね、この企業立地奨励金、これ、6年間、固定資産税相当分を交付する。これはすごくそういう希望者にとっては呼び水になっていると私は思っているんですけど、どうですか、市長、課長お願いします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 企業立地奨励金につきましては、昨年の12月だったと思いますが、議会で条例の改正をお願いいたしまして承認を得たところであります。その際に、従来の企業誘致条例の内容をよく検証してみたわけでありまして。全国からもいろいろな全国の自治体のそういう同類条例を、あるいは規則等も全て取り寄せてみました。

そういう中でいいとこ取りということではないんですけども、そういう中でも特に固定資産税の最大の奨励金は全国でもやはり5カ年が最長であったと私は記憶しております。実はそのときは3年でございましたから、単純なあれで倍増しようじゃないかというのが単なる発案でございました。

それとあと、土地も1,000万円でありますけれども、そういったことも補助しようじゃないか、あるいはそれに雇用が生まれますから初年度の参入は1人当たり30万円補助しようじゃないかという全国が一番いい条件を採用したことから、そのようなことで条例の制定が始まっておりますので、それが呼び水になっていることは大変確かだろうと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 私も市長のおっしゃるとおりだと思います。そして、ただ、今、企業誘致といっても、なかなか地方へは企業らしい企業が進出してきていない状況の中では、将来的には安定した財源になるのかなと思いますね。企業ですと、倒産ということもあって、今、

大口滞納が問題になっていますけれども、ただ、このソーラー関係は売り先が東電もどういふふうになるかわかりませんが、国が保証しているんでしょから、そういうことで未納はないだろうというふうに思います。

そういう意味では、本当にヒットしましたので、やはりこういう今、全国のやつを取り寄せても5年が最長だったというやつを6年ということですから、本当に私もありがたい限りだという話を聞いていますし、そういう意味ではこういうことをやるように先見的なことをやるのが、この地域の活性化にもつながるのかなと、こんな思いですので、今後も今回のやつは議会の提言もあったようですけども、そういうことも積極的に取り入れていただきたいと思っています。

次に2番目には、市有地の利用なんですけれども、道路は道路として水路は水路として使うのが、本来の姿かもしれませんが、ただ、今回、メガソーラーと言われるような大規模なやつは、送電網が一番ネックになってくるんですよ。かといって、東電みたいに高額な保証や賃借料を払って鉄塔を立てていたのではとてもじゃないけど、このソーラー事業も成り立ちませんので、今、地中に網羅されている電柱並み、もしくは若干それよりも太く高くぐらいのやつでやるか、もしくは地中、地中のほうがコストは高くなっちゃうようですけども、そのどちらかにして、高圧の送電線までもっていかないと売電できないというふうなことになっていますので、これ、よっぽどのことでもない限りはその利用基準はあるにしても大体利用できますよね。課長、どうですか。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の水上議員の御質問、送電線を道水路、市有地、市道とか認定外道水路に設置したいという希望があった場合という御意見だと思います。この事例は市道の場合には市道の道路占用等の条例、それから認定外道路につきましては、法定外公共物管理等の条例等がございます。それに基づいてやっていくというのが基本になります。

例えば法定外公共物の場合は、第5条にあるのが法定外公共物の保全または利用に支障を及ぼすおそれがないということが書いてあります。例えば認定外道路の場合、大変狭い部分が多いです。その場合、大型機械、大型農機具等の通行に支障がないとか、水路の場合には水の流れに支障がないとか、災害を起こさないとか、そういうもろもろの条件等をクリアしないとできない部分というのがあると思います。それと、やはり使っている方の説明、同意が必要だというふうに考えております。

ただ、先ほども言いましたように、こういう事例は最近できたものですから、やはり栃木県とか関連市町村と連携して情報を収集して、前向きなことで進めたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そういう規定、基準、条例に従うのは当然なんですけれども、今、課長が言うように、本来の目的を阻害しないような状況で使うのであればおそらく大丈夫かなと思います。ただ、ほとんどの道水路は行政財産は合併前に国から譲与になっていますよね。その場合は、賃借料は市ですよね。今、道路とか水路については、それに隣接している耕作者とかいますけれども、その人への同意はもらうにしても、賃借料というのはどういうふうを考えていますか。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 水上議員の御質問は、土地改良事業でつくった道水路ですね。確かに平成13年から平成15年の間に市町村におりております。あとほかの通称認定外道路、これも市町村におりております。先ほども言いましたように、市には法定外公共物の条例がございますので、使用料等については市がいただいております。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 市のものについては、市の条例に基づいて賃借料はもらっているけれども、それ以外のことについてはわからないよということですね。わかりました。

次に課税の基本ですけれども、今、那須烏山市では近傍宅地の50%という話がありました。それはソーラーを設置するところ、そのほか、道水路あるいは更地、公道等についてのパーセンテージがありましたけれども、林地開発をして残置森林の場合どうなるんでしょう。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） お答え申し上げます。大規模に林地開発をしてソーラーパネルを設置するような場合に、どうしても残置森林の部分も大きく残るかと思えます。その場合は業者さんのほうから、パネルを設置した部分あるいは道路の部分、それから残置森林の部分というように、図面を提出していただきまして、市といたしましては、その状況を確認いたしまして、残置森林部分につきましては従来の山林あるいは原野というようなことで、課税を予定してございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） わかりました。いわゆる実測に基づいて、根拠があればその部分については現況課税です。そうすると、もう一つ、池沼ですよね、ため池じゃなくて池沼、調整池の場合なんかは、それはどういうふうな率になりますか。

○議長（佐藤雄次郎） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村俊夫） 池沼につきましては、雑種地ということでやはり予定してござい

ます。これにつきましては、雑種地の中でも、パーセントが先ほど申し上げたように60%、40%いろいろございます。それで、それを事業に供しないということであれば、40%あるいは16.6%というどちらかになるかと思いますが、それは現況を見て判断していくことになると思います。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） そのいわゆる池沼については、そういうことでパネルを並べるそれとは違うよということね。わかりました。課税の基本についてはわかりました。

今度は農地法関係ですけれども、課長本当に御苦勞なんだよね、これ。農地法が変わっちゃったから平成21年に、ということで先ほど耕作の用に供しながら、それを利用できるという話もありましたけれども、その場合、その農振地域、うちのほうで塩那台地で造成したところあるんですよ、山の中に。そこなんか本当に送電も回って、排水も何もできていて、一部だけ転用すればできるんですが、先ほどいわゆる農振地域は原則だめだよという話がありましたけれども、その辺どうでしょう。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 作物をつくりながらということで、塩那台地なんかは比較的可能だとは思いますが、先ほど市長が答弁しておりますとおり、周辺の作物の8割以上の生産がないとだめだよという話になりますと、ソーラーパネルの下で育つ作物で、果たして周りの作物の8割ぐらいで収まるのかと。ですから、先ほどの市長の答弁のとおり、かなりそれについては厳しいよという県のほうのお話です。

さらに、あの農振地域ですから、絶対だめということでは決してないと思います。市長も常々申し上げているとおり、山際のほうの入っているところとか、遊休農地、荒廃農地ですか、そういうものはやはり農振地域から外してもいいのではないかというのが、市長部局、私のほうの考えでございます。

しかしながら、いかんせん農業委員会というところに委ねていますので、それを現地確認をその都度行っていただいております。その農業委員さん方の判断ではありますが、一部の農業委員さんの中にもそういう荒廃農地に関しては、これはいいんじゃないかというようなお話も出ているのは事実でございます。ただ、農振地域を外すのは県の許可をもらわなくちゃなりませんので、県の方も現地へ来れば、ここはやむを得ないんじゃないかというのはわかる場所もありますが、その辺で決してだめということではありませんので、御了解いただきましたと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 課長、それは下で作物つくりながら、上でできるやつがあるんです

よ。ただ、先ほど通達、3月30日付けのを見ると、簡易なものと取り外しができるものという条件なんだよね。南那須では熊田に栗田先生という校長先生がいるんですが、あの方が太陽に向かって追尾するんですが、そういう2メートルでも3メートルでも5メートルでも柱を立てて、そういうパネルを設置する業者が出てきたんですよ。だけれども、それは、台風の際には抵抗ないように風力発電と同じで平らにしちゃって、そして抵抗しなければ被害もこうむらないというようなことなんです。

ここで課長に聞いてもちょっとあれかなとは思いますが、そういうのも出てきたんで、現実問題として牛を飼っている人なんか、かえって日陰になっていいと思うんですよね、下の牛がいて、上にソーラーパネルになっていけばね。草は生えるし。

というのも出てきたことも事実なので、今回、事前協議、坂本課長のところへ行った、まちの事前協議を受けた、そういうのもとりあえず2メガだけやってモデル的にと言っていますけれども、ただ、いかんせん、先ほど言ったように、年々売電価格下がっていますからね。去年、市長が塩那台地の耕作放棄地の関係で農水省に行ったときに、私も塩那台地の説明に行ってくれというので一緒に行ったけれども、もうあのときは、頭がばか固くてどうにもならなかったですけれども、今回の3月31日付けの通達を見ると、簡易なものであればけれども、先ほど課長が言うように、20%以上収量が落ちた場合はだめだよということですから、ちょっと難しいかなとは思いますが。

今、農地を利用できれば、いろいろな形でこのまちおこしにもつながるんですけれども、最初に言ったように、平成21年度のあの改正、いわゆる民主党政権下のあの改正が物すごく大きく影響していますので、法治国家ですから我々どうにもなりませんので、その辺は農業委員会、それから執行部ともども協議しながら利用できるような方向もひとつお願いしたいなと思っております。

そんなことで、結論はその問題については出ませんけれども、私、80分の通知をしておりましたので、時間になりましたので、この辺で質問を終わりにしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、10番水上正治議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき1番田島信二議員の発言を許します。

1番田島信二議員。

〔1番 田島信二 登壇〕

○1番（田島信二） 1番の田島です。議長の許可が出ましたので、通告に基づき質問いたします。

その前に、このたび、3期目の当選を果たした大谷市長に祝意を申し上げます。あわせて池澤教育長の再任の祝意を申し上げます。

傍聴者の皆様、寒い中、御苦勞さまです。

それでは、質問に入ります。4点ほど質問いたします。市庁舎建設について、烏山南那須庁舎双方の耐震診断結果、耐震不足が判明した。庁舎は災害時、対策本部の拠点となるので早急に本庁舎建設を望むが、市長の考えを伺うものです。

2番目、公共施設の解体整理について。現在、廃校の七合中学校跡ではメガソーラー建設中である。校庭だけの使用で校舎一部は市が使用し、旧体育館には危険の赤紙の張り紙があり、校庭外にあるプール、脱衣所はやぶの中で大変危険である。早急に解体し、安全な土地に整理したいが、市の見解を伺うものです。

3番目、小中学校の登下校時の安全対策について。最近、雷、豪雨、強風が多発している登下校時に安全対策をどのように指導しているのか、伺うものです。

4番目、農業の6次産業について、市は6次産業にどのような推進、支援をしているか。また、現在、市内には何名認定者がいるのか伺うものです。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは1番田島信二議員から、市庁舎建設についてから農業の6次産業について、4項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず、第1番目の市庁舎建設についてお答えをいたします。市庁舎、市民サービスの提供や行政事務を行いますとともに、この市地域防災計画において、災害対策本部となるなど、安全、安心の面でも極めて重要な施設であります。しかしながら、議員御指摘のとおり、南那須庁舎、烏山庁舎とも耐震診断の結果、耐震性に問題があることが判明しております。本年度、知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2に位置づけまして、また、分庁方式の課題や今後の市民サービス、行財政の効率化などを含めて、整備のあり方について検討を重ねているところであります。

しかし、庁舎を整備いたしますには多くの課題もございます。県内では、佐野市、大田原市、那珂川町の庁舎が、震災により被災をいたしましたことから、整備を進めておりますが、報道

によりますと、庁舎の位置、整備手法の合意形成に多くの時間を要しております。また、庁舎は、まちづくりの核となる施設でありますので、総合計画を初めさまざまな計画に大きな影響を与えることが想定をされます。このため、財政状況、今後の社会経済状況を見据え、費用対効果や規模、本市に合った整備が必要と考えております。

このようにさまざまな課題がある一方で、市民サービスの面や災害発生時の適切で迅速な対応など、市民の安全、安心の面では庁舎の対策は待ったなしであると認識いたしております。

先ほど申し上げました職員による庁舎整備検討委員会では、現在、これらの課題について検討を進めておりまして、本年度中には方針をまとめる予定であります。しかし、庁舎整備には多額の費用を要し、住民感情にも配慮が必要でございますので、議会を初め市民との合意形成が必要であると考えております。

このため、来年度からは学識経験者、関係機関あるいは代表者も交えた検討組織を立ち上げまして、詳細な整備プログラムについて慎重に検討してまいりたいと考えております。

2番目の公共施設の解体整理についてお答えをいたします。旧七合中学校の体育館は、昭和40年に建設をされたもので、既に築50年近くが経過をしております。議員御指摘のとおり老朽化が進んでおります。その上に、さきの震災が重なり適正な状況ではございません。また、防犯上も好ましい状況でないと認識しております。既に補助金の返還が生じない期間が経過をしておりますので、今後、解体をする方向で考えております。

昭和52年に建設されたプール、脱衣所も築30年以上が経過をし、使用目的もございませんので、安全面を考慮し、来年度解体をしたいと考えておりますが、それまでの間は、周辺の草刈り、これらをシルバー人材センター等に委託いたしまして、適正に管理をしてまいりたいと考えております。

小学校の登下校時の安全対策については教育長から答弁をさせていただきます。

農業の6次産業化についてお答えをいたします。近年長引く不況の状況、農産物価格は低迷する一方であります。燃料、資材等の価格は高騰いたしまして、高齢化や担い手不足、農業産出額の低下など、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

また、TPP問題、減反廃止など、農政の大転換期を迎えております。このような中で、進化をする農業を目指すには、農林水産物の高付加価値、地産地消、農商工連携、生産と加工、販売の一体化、地域資源を活用した新たな産業の創出など、いわゆる6次産業化の取り組みを推進し、収益力の向上を図る必要があります。

本市では、ことし5月に農林水産省から1件の農家が6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けまして、国、県の支援制度を活用し、農産物を活用したつけだれやドレッシング等の加工食品の開発に取り組んでいくことといたしております。

市では、このほかにも国の専門家であります6次産業化プランナーや農業振興事務所と連携をし、6次産業化に向ける相談、計画づくりを支援してまいり所存であります。

また、市の単独事業で農林水産物特産品開発事業を進めております。これは、地域特性を生かした特色ある農林水産物の育成や加工農林水産物の育成のため、村おこしにつながる特定農林水産物の栽培や、加工農林水産物の生産に取り組もうとする先導的な農家組織の研究開発を支援するものであります。3年以内に販売目的で商品化し、生産ベースに乗せることを条件に、平成24年度までに12の農家組織が事業に取り組み、商品化をしたところであります。

さらに、食品加工販売のフタバ食品と連携協力に関する協定も締結いたしてまいりまして、農林水産物を使った特産品の研究開発にも取り組んでまいりまして、その第1弾といたしまして商品化をいたしました中山かぼちゃアイスクリームは好調でありまして、一時生産が間に合わないほどございました。今後も連携を進め、新たな特産品の研究開発を進めてまいりたいと考えております。

農業の競争力が求められる中で、地域農業の発展と活性化のために、6次産業化は重要な手段であります。市といたしましては、引き続き地域ブランドも含めた農林水産物の高付加価値に努めますとともに、6次産業化を推進してまいりたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 小中学生の通学時の安全対策についてお答えを申し上げます。

近年、想定を超える自然災害が発生し、社会にさまざまな教訓を残しております。学校におきましては児童生徒の生命を守り、安全な環境のもとで教育活動を維持するために、校内体制の見直しが喫緊の課題になっております。

平成21年4月には、学校の教育活動において、児童生徒の安全確保が図れるよう、学校保健安全法が施行されました。文部科学省では、平成24年6月に学校防災マニュアル作成の手引きを全国の学校に配布し、栃木県教育委員会においては、平成25年4月に学校における防災関係指導資料を発行いたしました。

また、学習指導要領の改訂の際には、その総則に安全に関する指導について新たに規定されたほか、関連する各教科において安全に関する指導の観点から、内容の充実が図られております。

本市におきましては、これらの手引きや資料の内容を参酌し、学校防災マニュアルを作成し、学校における防災管理、組織活動に関する具体的な内容や手順を示しております。これをもとに、各学校独自の災害時危機管理マニュアル等の整備充実のために指導、支援を行っております。また、登下校時における安全対策につきましても、各学校で作成したマニュアルに基づき

指導を展開しているところであります。

各学校の具体的対応といたしましては、大気が不安定な状況等の気象状況が出されている場合や天候急変時には、テレビやインターネットを利用して雨雲レーダー、落雷予報等から気象状況を把握し、これらをもとに児童生徒の下校もしくは校内待機を速やかに判断しております。

下校時刻であっても、雷雲や竜巻等の突風が通過するまで、安全確保のため児童生徒を校舎内に避難、待機させております。その際、保護者に対しましては、各学校からメールで下校時刻や方法の変更、スクールバスの運行状況等について一斉配信し、学校と保護者が円滑に情報共有ができるようにしております。

また、日ごろから、集団下校前の集会等を利用し、児童生徒が自分で判断して身の安全を確保できるよう、自然災害遭遇時にとるべき行動、雷や突風等の特性、安全な避難場所等について指導し、理解を深めております。

市教育委員会におきましては、事前に大雨や強風等の自然災害が予想できる場合には、児童生徒の安全確保を第一に考え、各学校や関係機関と連携協議し、緊急下校や休校等の措置を講じております。

今後も自然災害に関する登下校時の安全対策については、早目の対応を心がけ、時期を逸して危険な状況の中を登下校させることがないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） それでは、順に従って1番からまた再質問をさせていただきます。

鳥山町、南那須町が合併して新しい那須烏山市が誕生し9年目に入りましたが、市民は合併と同時に市民のシンボルとして統一庁舎ができるのではと思いましたが、現在、2庁舎で業務を行っており、市民は不便を来しているということです。

地震後、身の危険を感じながら業務にあたる職員、また来庁する市民の安全を考えて新庁舎建設を望みます。市では長期展望での計画があると思いますが、具体的な場所の選定、予算等の計画は進んでいるのでしょうか。

また、耐震診断に基づく結果、10月6日の下野新聞によりますと、県内では庁舎建てかえが8市町、12市町が耐震不足で使用とありました。市では整備方針として検討中、事業費、完成予定は未定とありました。東日本大震災での被災などが要因で、当市でも耐震診断に基づく2庁舎とも耐震不足が判明し、耐震工事か新築か決断すべきときが来ていると思いますが、市長の3期目の決断を伺います。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げましたが、耐震不足が指摘をされておまして、こ

のことについては喫緊の課題であると先ほど申し上げました。さらに、今、分庁方式をとっておりますことから、そういった整備も必要だろうとは考えております。

今、庁舎整備検討委員会、さらには今後、学識経験者、有識者あるいは関係各位のプロジェクトといたしますか、そのような検討委員会を設置を予定いたしておりますので、大いにその辺のところの検討委員会の中で、いずれにしても最後は市民の理解が必要でございますので、そういったところを進めながら、慎重な対応をしていきたいと考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 場所も予算も何もまだ決まっていないということですけど、場所は烏山の中央公園あたりがいいと思うんですけども、どんなものでしょうかね。具体的に。道路は……。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 具体的な場所とか予算規模、全く白紙の状態だというふうにはひとつ御理解いただきたいと思っております。いずれにいたしましても、本当に極めて重要な喫緊な課題でございますので、慎重の上にも慎重に市民の皆さん方を交えた検討委員会を次年度立ち上げまして、検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） つくるかつくらないかはわかるわけだから、市長、どうでしょう。つくるのかつくらないのか。3期目に。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） このことについては財政問題もありますし、先ほど水上議員に申し上げました財源の確保、民間活力も大いに利用しないと、こういった箱ものについては対応できないというお答えをいたしました。

したがって、こういう財源あるいは住民の感情、そういったところをよく斟酌をして、この庁舎問題には対応していかないと、大変な大問題になりますので、慎重な上にも慎重に検討を重ねておりますので、ぜひそのことは御理解いただきたい。

そして、この新庁舎はいずれにしても改修、改築両面から費用対効果を勘案して検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 1 番目の庁舎建設についてこのくらいにして、2 番目の公共施設の解体整理について伺います。境、興野小、七合中学校が廃校となり、旧境小学校の体育館は現在は全く使用しておらず、屋根はさび、雨漏りもするんですね。校庭には山のような木材等のが

れきがあり、旧校舎は木造で校舎周りは雑草が生い茂り、住民からは不安の声が上がっています。

旧興野小学校の体育館においては、屋根がさびているものの開放されて使用しているが、年間どのくらいの使用回数なのか。また、旧七合中学校の体育館では古いものは使用せず、新しい体育館のみ使用となっているが、これも年間どのくらいの日数が使用されているのか、伺います。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江生涯学習課長。

○生涯学習課長（堀江功一） ただいまの田島議員の質問でございますが、興野小学校につきましては、校舎につきましては一部保管場所として使われておりまして、体育館におきましては、スポーツ少年団等々の運動施設としてただいま使われているところでございます。

来年度も引き続き、きのう体育施設等の関係者の打ち合わせを行いまして、使用することで行っておりますが、使用の度数ですが、少々お待ちください。昨年度の平成24年度の使用については、全て体育館は屋内体育館ということでまとまっておりますので、興野小学校の体育館ということでは一覧表にはなっておりませんが、屋内体育館として使われているのが年間386件数ということになっておりまして、興野小学校だけであれば、後で報告したいと思えます。失礼しました。386ではなくて、鳥山小学校、野上小学校、向田小学校、興野小学校、七合小学校の体育館の合計で1,757団体、4万2,494人の利用者数になっています。

興野小学校につきましては、後で報告したいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤雄次郎） 1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 体育館は大体わかりました。プールだの脱衣所ですね。旧境小学校においては、住民要望により何かあっては遅いので、プールは排水してあるんですね。水は入っていないです。ひびが割れ、もちろんプールとしては使用できません。旧七合中学校プールには水が入っているため、七合中学校のプールには水が入っているんですね、たっぷり。不安の声が聞こえます。防火用水として使用しているのか。また、それであれば、それなりの対策をするよう願ひしますが、どうでしょう。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 防火用水として各学校、またプール等については指定をさせていただいております。これらについて、よく市の施設関係ですので調整をして、防火用水として、消防水利として必要かどうかという検討も含めて、協議をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 教育施設だけでなく、公的施設が老朽化しており、未使用であれば早

急に解体をしていただきたいと思います。

七合中学校の体育館は下の新しいやつは使用していて、上にある古い体育館は早急に壊したほうが良いと思う。赤い大きな危険という紙が張ってあるんですよね。危険ならば、すぐに壊して更地にしたほうが良いと思うんですが、そのあたりはどうなのでしょうね。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども申し上げましたように、来年度解体をしたいと思いますので、ひとつそのようなお答えをさせていただきました。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） そうすると、解体した後は更地になりますから、今やっているメガソーラーの会社に貸してはどうなのでしょう。借りてくれないのかな。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 既に旧七合中学校校庭は、現在、太陽光発電でやっているかと思っています。あわせて、本年中に業者が既に数社、校庭外の周辺、結構2町6反ぐらいあるみたいなんですけれども、一括して活用したいということで、正式文書ではないんですけれども、数社からプール跡地、脱衣所跡地をお借りしたいという話は承っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） プール、そのあたりに2町歩もあるんですか。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 民地合わせてということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） それでは、3点目の小中学校の下校時のことについて伺います。危険箇所を学校別に子供たちに知らせてあるんですか、その危険なところということは。ここが危険、あそこが危険だという、マップとして学校別に知らせてあるんですか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） その各学校別の危険箇所については、学校として全部調査をいたしまして把握をしているところでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） 二、三点危険なところをお知らせします。中山地区ですね、道路と並行して流れている中山川があります。最近の台風やゲリラ豪雨で増水し、道路は冠水、大人でも流れに逆らって歩くことのできないような状況であります。冠水道路にはスクールバスの停留所もあるんですね。これはどうでしょう。暗渠を大きくすれば、水は流れて道路に冠水しな

いんですよね。それをやってくれるかしてくれないか。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今、田島議員の御質問は、市道谷浅見平野線と1級河川中山側が交差する部分の道路横断部分が狭くて、水があふれる箇所だと思います。その件について答弁させていただきます。

道路の横断部のヒューム管が狭く水があふれるということで、数年前、道路と河川の間にガードレールを入れております。また、先ほど田島議員がおっしゃるとおり、大雨のときにあふれるということで、大変危険な箇所ということで認識はしております。

ただ、ここには2つ課題があります。1点目は、1級河川でございますので、整備をするときには河川協議が必要でございます。あと2点目が、道路横断部が25メートルと大変長い。それと、ヒューム管からボックスカルバートに横断部分を直すと、多額の事業費がかかるという2つの課題があります。

ただ、先ほど田島議員から御指摘のあるとおり、危険箇所というのを十分認識しておりますので、今後、整備の方法について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 2点目ですね。国道294号線から烏山高等学校までの中間に防犯灯のない場所があります。夏場は7時まで明るいんですけど、冬場は4時半ごろから暗くなっちゃうので、自転車の通学生徒や通行人に非常に危険であると思います。早急にここの防犯灯の設置を願いたいと思いますがどうでしょう。米でだめなのかな、防犯灯。防犯灯つけると米がとれないとか何とか。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） ただいまの箇所なんですが、興野大橋から烏山高等学校裏でよろしいんですか。そこにつきましては、やはり水田耕作者等から、青立ちとかそういうので問題があるというような話も聞いておりますので、これらについてかなり前から出ているようではございますが、今現在は主要地方道、県の管理になっておりますので、県とよく協議をさせていただきたいと思っております。

なお、そういうようなところで市内に何か所か問題がありますが、そういうところには、耕地、水田等に光がいかないような遮蔽板をつけているとか、そういう事例もあるようですので、それらについてもあわせて依頼をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 3点目ですね。入滝田地区において、これから冬場、降雪の多い日は日陰で交通量が少ないため道路がアイスバーンになってしまいます。スクールバスが安全に通行できるのに大変危険である。融雪剤の設置はしてありますが、早急に雪の降った日に学校のスクールバスが行く前に除雪してもらおうとありがたいんですが、どうでしょう。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 今の田島議員の入滝田の日陰部分の除排雪の件について答弁させていただきます。

ことは雪が多い年と言われておりますので、全般的な説明を含めて答弁させていただきます。市内を20カ所に分割をして、市内業者20社に委託をすることで進めております。合併以来、委託をしておりますので、業者も危険箇所については熟知をしておりますので、特にスクールバス等の通学路に対しては、うちのほうから早目の指示を出したいと思っております。

先ほどの入滝田の箇所も日陰部分が多いということなものですから、降雪時には早期な指示をしたいと思っております。

あと、12月補正で融雪剤の購入をしておりますので、これら融雪剤を危険箇所、坂とかの部分に融雪剤を置いて、スリップのときに対応できるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 1番田島信二議員。

○1番（田島信二） 融雪剤は配布してあります、大体ずっと。幅が遠いんですね、なかなか。間隔も大体よく置いていないんですよ。わかりました。

あくまでも七合地区の例を挙げましたが、市内各地、小中学校、災害時の登下校危険箇所を把握し、父兄と連絡、学校一時待機、安全確認指導を強化されているということでありました。

12月1日より交通規制が変わり、自転車は左側通行になりました。自転車通学の安全指導を強く望みますが、これ、講師が何が招いて指導するような状態になるのかなと思うんですけど、どうでしょう、これ。指導はよくやってほしいと思いますが。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 12月1日から自転車の路側帯等については左側通行、逆を走った場合は罰則もつくというようなことで施行されております。これらにつきましては、常日ごろ交通安全教室等も実施しております。その中で重点的に指導させていただくことで、また、今月11日から年末の交通安全運動も始まりますので、その中でも啓発には努めていきたいと思っております。

そのようなことで、警察と協力して進めていきますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） これ、交通の強化をこれから国の交通安全が始まるんですけども、この市に書いてある名簿があるんですけど、うちのほうの交差点に毎日立っているんですけど、出てくるような人はごく一部ですね。何名かです。あれは徹底して、出るなら出る。出ないなら出ないようにしていきたいと思います。毎日来て、こういう日割を見ても、この人が来るとか何とか書いてあるけど、来たことないよ、ほとんど。どうでしょうね、これ。書いてあって来ないなんていうのは。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 交通安全の街頭周知徹底につきましては、職員7時から一応おおむね8時、小中学校の登下校が済む期間は各街頭に立って安全を見守っていただきたいということで、ボランティアで街頭位置というんですか、立つ場所を示しておりますので、ただ、この時間につきましては、先ほど申し上げましたように、一切、日当というんですかね、うちのほうで言うと時間外手当なんですけれども、一切支給しておりません。

したがいまして、あとは職員に協力いただけるかどうかということなんですけれども、常々危機管理室長のほうから立つようにということで、職員には周知徹底しているつもりでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 1 番田島信二議員。

○1 番（田島信二） それは結構です。

農業の6次産業についてです。若者が夢と希望を持って農業に励み、新農業者を目指している農場があります。これは中山の帰農志塾ですね。個人的に20年ほど前から6次産業的な生産物、農産物生産、一部加工販売をしております。完全無農薬なこともあり人気を呼んでいます。

このたび大桶の大野博康君が6次産業者に認定され、若者の代表として農業に従事、基本となるべく励んでいます。今後、第2、第3の認定者が出ますよう那須烏山市のブランドを立ち上げられるよう市としても支援してほしいと思いますが、市自体の支援というのはいかなるんですか。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 今、実例がありました大野さん等々にも、特にこうだという支援はしておりませんが、後継者育成、それから地域農産物のブランド化ということでは、市長の答弁にもありましたように、市の独自の特産品開発というようなことで、将来に向けたそういう開発をやっていただける方への材料費とかそういうものの、大した金額ではありませんが、補助金として交付しております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 1番田島議員。

○1番（田島信二） これをもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で1番田島信二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、11番平山 進議員の発言を許します。

11番平山 進議員。

〔11番 平山 進 登壇〕

○11番（平山 進） 一般質問、11番平山、行いたいと思います。

入る前に、大谷市長、池澤教育長の3選、また再任ということで、心からお祝い申し上げます。

大谷市長におかれましては、1期目、融和融合を優先に進めてこられた。2期目、やはり同じような路線で進まれた中で、東日本大震災に遭われ、本当に大変な2年間だったなど、後期の時期を過ぎされ、でもこの災害があつて転出者が本当に少なかった。これはやはり大谷市長の決断、こういったものの効果があつたんだなと思います。

人口が減る、少子高齢化、これは全国どこでも同じような状態ですけれども、それにあつても、この那須烏山市にあつては3年、4年前は出生数200名からいたんですね。今、150名前後になってしまった。高齢化で亡くなる人が年間で400人が、今、450人近く年間に亡くなっている。差し引いた分、年々人口減が進んでいる。こんな状況の中で、この3期目をどう乗り越えていくのか。大谷市長の手腕が問われるところだと思います。

それでは、通告にあわせて、私は3項目について質問したいと思います。まず、1点目は、投票率の向上を図るために、投票入場券の後ろに期日前宣誓書を印刷して配布すべきではないかと思います。投票率向上を図る、今、どんどん投票率が下がっている中で、この期日前投票制度というものは、平成15年12月11日以降の選挙について、告示翌日から選挙期日の前日までの期間、期日前投票を行う。これが義務づけられているわけです。

ここで問題なのは、期日前投票に行つて受け付けするわけです。そのときに宣誓書に必要な項目を記載する。このときに担当にあたる職員の態度、言葉遣い、こういったものについて苦

情が発生するんです。なぜか。有権者に不快感を持たせる。なぜ、投票日に行けないんですか。住所、名前、書けますか。当然、周りには立会人というんですか、いるわけです。そういったところでそういうふうに言われると、期日前投票に行った本人は傷つくと言うんですね。

中には、その職員にあっても、わからない点がありましたら私が代筆しますからと言って、親切に対応してくれる職員もいる。また、この職員も毎日やるわけじゃないわけですね。当番制で毎日毎日人が変わる。そういう中で、そういうふうに親切な人にあたればいいけれども、態度の悪い、投票に行った人の人格を損なうような、そういうふうな言葉遣い、そういうふうなもので相談というものが何件か発生しています。

特に、去年の衆議院選、国政選挙がありました。そして、ことしの参議院選、行って、なぜああいうふうな態度をされなきゃいけないのか。そういうふうに電話苦情を受ける回数が何件かありました。

このようなトラブルというものは、やはり全国各地で発生していると聞きます。こういうトラブルを解決するために、市の公式ホームページに記載されている宣誓書をダウンロードして、うちで書いて、そして期日前投票に行くという。そういうふうな投票しやすい環境をつくっている市町村も当然あります。

特に、近隣町の大田原です。ここではこの投票所入場整理券という、これは有権者には誰でも配布されているわけですがけれども、その後ろにこの期日前宣誓書を添付しているんですね。そうすると、そこに添付されているものは、当然、入場整理券は本人の住所も名前も書いてあるわけですから、期日前投票の理由だけを丸をつけて持っていけば、そのまま投票できるわけですね。そういうような形を大田原市では投票率を上げるために設けて、もう5年、6年たっているわけですね。

そういうふうな形を、我が那須烏山市でも取り入れられないのか。これをやれば、当然受け付けの職員とのトラブルというものは解消するし、そして、事務の軽減が図れる。そして、投票率が上がる。こういったものが導入できないのか。これは市の考えを伺いたいと思います。

2つ目は、胃がん発生の大半者がピロリ菌感染者。これを除菌することで予防が可能だと。これもやはり全国的に今、胃がん撲滅というふうな旗印を掲げて取り組んでいる。このがんの中で胃がんというのは2位になっているんですね。

胃がん患者は約21万人と言われていています。年間4万人から5万人の人が亡くなる。その原因がヘリコバクターピロリ菌、日本ヘリコバクター学会では、1万5,000人の感染者の有無を調べたんですね。10年間追跡調査をした。その結果、3%の人が胃がんになった。そして、感染していなかった人の中からは1人も胃がん患者は出なかった。この感染者、大体50代以上の感染者は約80%いると言われていています。

感染の原因ですね。発生原因は、大体子供の5歳ぐらいのうち、井戸水や汚水、また、ピロリ菌感染者から感染して胃の粘膜に定着している。このピロリ菌のために胃炎、胃潰瘍、胃がん、こういうような形に発展すると言われていました。

全国の市町村で胃がんの早期発見医療制度を推進しているのが現状だと言われていました。岡山県の真庭市では、尿中抗体検査というのを無料でやっているんですね。無料でやって、それが陽性の方は尿素呼気試験というのは、これは一般医療費で言えば2,700円かかる。これをこの市では、感染しているとしている人には500円、尿素呼気試験ですね。除菌治療5,000円かかるところを1,000円。こういったものを市のほうで残り負担をして、そして先ほど話したように個人負担というようなものも取りながら、今進めていると。その結果、数字的にはまだ出てはいないみたいですが、やはり減少してきている。胃の患者の減少が見られる。

北海道大学の特任教授浅香先生は、胃がんは撲滅できる。こういうふうに断言していると言われていました。当市でも、これは毎年やるわけじゃないですね。だから、この市では小学生、中学生になったときにやっているみたいですが、我が市においては、もし60歳になったら無料で集団検診のときに診察する。陽性と判断された人は、その後、治療にあたるというような形。だから、真庭市みたいな形で除菌治療まで助成することはないと思うんですが、少なくともこの最初のピロリ菌がいるか、いないか。こういったものだけはできれば年1回の集団検診、年齢が60歳、または65歳になったら受ける。こういうようなもののサービスも取り入れてはどうなのか。ひとつ市長の考えを伺いたいと思います。

3つ目なんですが、先ほど水上議員も触れられたところなんですが、中学校の統合に伴い、自転車登校の安全、安心の確保はできているのか。先ほどお話ししたように、統合に伴って6キロ以内の生徒は自転車で通学となるわけですね。この6キロ以内というのは、先ほども話が出ていましたけれども、藤田地区、そして熊田、月次、この3路線の通学路というのは歩道がなく、上り下りが急勾配だったり、自転車は当然車道を走るわけですが、でも上り下りがあるということは、どちらかは歩道がないところは車道を押して登下校する状態になる。

まして、今の時期、日照時間が短い。そして当然、中学生であればクラブ活動、こういったものをやれば時間も帰る時刻には真っ暗になる。こういうふうなものが今の下江川地区の統合の生徒だと思うんですね。

先ほど話した藤田地区の場合、岩子の橋を渡ってすぐ左に旧県道があったんですね。今は約500メートルぐらいなんですけれども、道幅が狭く、夜の街灯、防犯灯もなく暗く、当然藤田地区の方は学園通りを通ってくると思うんですが、また、熊田地区においては、先ほどスクールバスを考えているという話をしていましたけれども、やはり熊田の丁字路交差点から峠を

越えて運動公園の入口、緑地公園の入口までは歩道がない。月次においても、南大和久から台橋に抜ける道を通ると思うんです。途中道路が拡張されまして、ここもやはり同じように500メートルぐらい道が狭く、そして歩道もない。

こういうふうな環境の中、本当に子供たちが安心、安全というようなものが確保できているのか。こういったときに、なぜか統合を先行する。本当のそういうふうな環境というのも学校が一緒になるよ。そのほうが先に先行して、そういうふうな環境というものを本当に見ているのかな。そういったところで当然、荒川地区に入ってきて、田野倉地区にしても歩道がない。

以前、通学路にするよという話がありまして、保健福祉センターのところから田野倉を通るんじゃないくて、アライ工業のところから保健福祉センターのほうに歩道がついた道路をつくるという話がありました。この道路も本当に短い区間ですけれども、同じような状態になっている。これも事実だと思います。

だから、統廃合というようなものもわかりますけれども、そういうふうな通学の整備がきちんと確認されているのか。一度この学校関係者の父兄の方と、そして関係課長を初め関係者がその時間帯、子供たちが帰る、通学する、そういうふうな環境の中、実際自転車を押して自分たちで確認する。机上での話ではなくて現地を見るということ。こういったものも、ものを進める意味が必要ではないか。当然道幅が狭く暗い。そういった状態を体験してもらって、どこにどういうふうなものが必要なのか。こういったものをやるべきではないかと思いますので、市長の考えを尋ねたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは11番平山 進議員から、投票率の向上、投票入場券の裏に期日前投票宣誓書を印刷、配布しては。胃がん発症者の大半がピロリ菌感染者、除染で胃がんの予防を。そして、中学校統合に伴い、自転車登校の安全、安心の確保はできているのか。3項目にわたりまして御質問をいただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

1番目の投票率の向上策についてお答えをいたします。選挙に関することでもございますので、公職選挙法に関する問題もあります。まず、市長としての私の所見を述べさせていただいた後、選挙管理委員会書記長から説明をすることにいたします。

選挙とは、最も多くの人々が参加をする政治的行為であります。憲法によりまして、満20歳以上の成人によります普通選挙、人種、信条、身分、財産などで差別されない平等選挙、誰に投票したか秘密が守られる秘密選挙の3原則が保障されております。

民主主義の根幹であります選挙は、その3原則にのっとりまして公明かつ適正に行われるた

めには、市民一人一人が政治あるいは選挙に関心を持ち、主権者としての自覚を持って必ず投票する意識を高めることが必要であると認識をいたしております。

近年、各種の選挙におきまして投票率の低下が見られます。特に、若者においてその傾向が顕著でありまして、意識の向上が必要と考えております。

さて、ことしの夏の参議院議員通常選挙は、今後の政局を占う大変重要な選挙でありました。ちなみに栃木県選挙区の投票率は54.98%でございまして、前回の平成22年度から3.37ポイント下がったという結果を聞いております。投票率を見る限り、非常に残念な結果であると感じております。

投票率向上のためには、有権者の方々への日ごろの啓発、啓蒙活動が重要であると考えております。今回の参議院議員通常選挙に際しましては、本市選挙管理委員会でも、市のイメージキャラクターを使って啓発運動をいたし、また、新聞折り込みによる啓発チラシの配布等により、市民に投票への参加を呼びかけたと報告を受けております。また、有権者の政治への関心を高めるために、市ホームページ等のメディアを有効活用するのも1つの方策であると思われまます。

全ての有権者の皆様には、選挙の原点に立ち返っていただきまして、選挙とは義務でなく権利であり、選挙権を行使することによりまして、政治に参加をして興味を持っていただき、主権者としての自覚を持って積極的に投票に行かれることを希望いたしております。

2番目の胃がん予防についてお答えをいたします。本市の集団検診における胃がん検診は、国のがん予防重点健康教育及び検診実施のための指針に基づきまして、胃部エックス線検査を実施いたしております。ピロリ菌の検査は胃がんになりやすいか否かをリスク分類するものでございまして、がんを見つける検査ではなくて、血液検査によって判定するものであります。

胃がんは、胃の粘膜の萎縮が進んだ萎縮性胃炎になると発症率が高くなり、ピロリ菌という細菌の感染が大きくかかわっていることが判明いたしております。この検査は、胃がんハイリスク検診などと言われております。この検査を実施している自治体の状況を見ますと、受診者の4割から5割がピロリ菌に感染をしておきまして、多くの受診者は精密検査が必要となっております。このため、実施をする際は、胃カメラ等の精密検査を実施する医療機関の受け入れ体制の確保なども含めて、効果的な方法の確立が必要であると考えております。

先ほども申しましたけれども、ピロリ菌の検査は、胃がんになりやすいか否かをリスク分類するものでございまして、現在、国のがん検診指針に定められた検査方法ではありません。

しかしながら、本市におきましては、平山議員御指摘のように、胃がん予防の観点から、他の自治体の状況も見据えながらピロリ菌の検査につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、あわせまして、病気の早期発見が、結果といたしまして医療費の負担の軽減にもつながってまいりますことから、経済的負担で検診を受けられないことがなきよう、現行、現在行われております市の健康診査の自己負担額についてもその軽減策について見直しを検討してまいりたいと考えております。

3番目の中学校統合に伴う自転車通学の安全、安心対策についてお答えをいたします。御指摘の藤田地区からの通学路は、県道小川大金停車場線の旧道で、現在市道に移管をされました南大和久地内の市営住宅付近から県道岩子交差点までの市道月次南大和久線の約300メートルと史料いたします。

藤田方面からの基幹通学路となります市道藤田南大和久線は、歩行者専用の歩道約2.2メートルございますが、御指摘の部分の歩道は未整備であります。当区間を拡幅整備するには、一部地籍調査時において筆界未定区域がございます。改修に大きな支障になると考えております。

このため、当面は看板標識、道路のライン、こういったもので安全施設の充実を図ることで対応してまいりたいと考えております。なお、地域基幹道路であります藤田方面から県道熊田喜連川線南大和久地内の未歩道設置区間、これ、900メートルぐらいありますけれども、県において、今年度から交通安全施設整備事業といたしまして測量調査事業を着手いたしております。基幹通学路としても重要でありますことから、地元自治会と連携をして、早期整備に向けて烏山土木事務所に引き続き要望してまいる所存であります。

次に、月次地区からの通学路でありますけれども、市道月次南大和久線の月次側であります。この道路は平成21年度から道路整備に着手をいたしまして、全体延長680メートルのうち約半分ですね、340メートルが今、完成をいたしました。しかし、頂上付近に残された約340メートル、これは大金台分譲地の地権者との用地交渉が今難航しております。今後は、分譲いたしました大和ハウス工業と連携して、用地交渉についてさまざまな方法を協議検討して、地権者に提案をしながら、用地取得に全力を尽くしていきたい。そして、早期完成を目指していく所存であります。

次に、熊田地区からの通学路は、県道熊田喜連川線の富士見台工業団地入口交差点付近から、主要地方道那須烏山矢板線交差点までの区間であります。約1キロの当該区間は、狭隘かつ急勾配でございます。さらに冬季の降雪時は日陰で雪がなかなか溶けません。交通の難所でございます。このため、市といたしましては、道路を管理する烏山土木事務所に早期の整備を毎回要望しておりますが、今後もこれはやはり粘り強く要望していかなきゃならない最重要拠点であります。

田野倉地区の歩道整備は、保健福祉センターと県道との間の市道田野倉線の未整備区間約

90メートルですが、この区間、十数年前から用地交渉を進めておりますが、いまだに用地取得が実現をしておりません。これも引き続き粘り強く交渉しなければならない案件であります。

御質問の各路線について御説明を申し上げましたが、各路線とも、防犯対策の一環として、また道路安全の一環といたしまして、交差点カーブへの道路照明、道路沿いの防犯灯の設置につきましても、地元自治会などとの関係機関と連携をしながら、さらに進めていかなきゃならないと思います。中学生の基幹通学路といたしまして位置づけされますことから、安全のために一日も早い整備を進めてまいりたいと考えております。

今、お話をさせていただきましたように、予定される統合までには難しい状況もございます。このため、整備までの期間の安全対策について、学校関係者を含めた関係機関と協議し、まずは生徒の安全第一でございますから、その安全対策についてソフト、ハード両面からこの対策を講じていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 投票入場券の裏面の活用に関しまして御質問をいただきましたので、書記長という立場で答弁させていただきます。

まず、市長の答弁にもありました本年夏の参議院議員通常選挙の投票率についての補足でございます。本市の栃木県選挙区の投票率は54.98%であり、前回の平成22年の参議院議員通常選挙よりは3.37ポイントダウンしましたが、県内26市町の中での投票率は第4位でございました。

ちなみに、前回の平成22年は県内第9位であり、投票率は下がったものの下落幅は他市町村よりはなかったものと分析でき、また、同選挙の期日前投票者の投票率は17.41%の県内第1位で、前回の平成22年の14.86%の県内第2位より2.55ポイントアップしており、期日前投票制度が本市の有権者に十分浸透してきたものと分析しております。

次に、議員の御質問におけます県内の状況であります。投票入場券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷して実施している県内の市町村で把握できているものにつきましては、大田原市、那須塩原市、下野市の3市であり、本市と同様に内容隠蔽はがきを用いて宣誓書を刷り込んでいるのは那須塩原市、下野市の2市でございます。

御案内のとおり、本市の投票入場券は1枚のはがきで有権者4名が連記できるものとなっておりますが、那須塩原市、下野市の2市においては、有権者2名分で1枚のはがきとなっております。現時点において即対応することになりますと、宣誓書を刷り込むことは可能でございますが、文字が小さ過ぎて有権者に不便を来すことが懸念されます。

また、那須塩原市、下野市と同様に2名連記方式を採用すると仮定しますと、4名連記方式

で入場券を印刷した場合と、2名連記方式で入場券を印刷した場合では、内容隠蔽はがきの差し出し枚数、納品枚数の差が3,800枚出てくることとなります。現郵便局の集配体制の中では一両日中に有権者宅に必ず配達されるのかどうかという懸念も生じているところでございます。

また、仮に2名連記方式を採用し投票所入場券を配布いたしたとしても、はがきの大きさの範囲の中に4分の1の大きさを内容で刷り込むことから、紙面の文字が小さ過ぎてお年寄りに対して不親切になってしまうのではないかという最大の懸念が生じているところでございます。

ちなみに、那須塩原市、下野市の導入結果を尋ねたところ、若い年代には大変好評である反面、高齢者には不評であるとの御意見をいただいたところでございます。

このことから、本年夏に行われました参議院通常選挙より、市のホームページ上に期日前投票宣誓書を掲載し、期日前投票者に対する便宜を図ったところでございます。

今後の導入には、メリット、デメリットの両面を持ち合わせておりますので、経費的に導入しないということではなく、しばらくの時間的余裕をいただき、選挙管理委員会におきまして総合的に、また慎重に検討してまいりますので、しばし時間の猶予をいただきたいと思います。

最後に、議員からの質問の中に、期日前投票の際に、有権者に対し不信感を持たせたというお話がありますが、当該事実につきましては、当選挙管理委員会においてもその実態を把握していますことから、選挙事務従事者に対しましては、今後、さらなる指導徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） それでは、2回目の再質問をさせていただきたいと思っております。

これが実際私のところの入場券なんですけれども、でも、ホームページでダウンロードして、でも、これを見ると、要するに投票日に行けない理由だけなんですよね、この内容を見ると。これが投票所入場券なんです。この下のところが空間になっているんですよ。だから、こういうふうにするんじゃなくて、大きく書いてやればそんなに影響ないんじゃないかなと。一番いいのは、これ、2枚折りにしてもらって、やってもらえればありがたいなと思うんです。

やはりよく言われます。同じことを指導したとしても、10人いれば10人の取り方がありますから、決してこれを徹底できるとは思えないんですね。期日前投票の職員は毎日変わるわけですよ。そこにたまたま優しい職員がいて、かわりに代筆してあげますよというような、ところがこの宣誓書を見ると、なぜ来られなのかという理由を言われるわけです。

投票日に行けないから来ているわけですから、それをあえてまた何でだと言われると、ばかにしているのかとか思うわけですよ。あげくの果てに字がわかりますかというようなことを言われると。字が書けなければ代筆しますよという言葉が短くて、住所、名前書けますかと言

われると、みんな見ているわけですからね。もう二度と行かないというような有権者も実際はいます。

そういうふうなものを避けるためにも、先ほど言われたように期日前投票の率が県内のトップだ、1番だ、2番という地位にいながら、もう少し投票しやすい。やはりこれは民主主義の一番の基盤ですからね。こういったものをしっかり対応してもらいたい。はがきは今、50円ですか、1枚。でも、4年に1回ですよ。それをつけても決して無駄ではないような気がするんですけども。どうなんでしょう。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 議員の御意見、今後、持ち帰りまして選挙管理委員会で十分審議したいと思います。なお、この期日前投票宣誓書、これは公職選挙法で定めた様式でございまして、市が独自でつくっているというものではございません。したがって、現在、A4ですかね、このサイズなんです。これが選挙時の宣誓書でございます。これを縮小して8分の1、この下段に入れるか。または、これ、隠蔽はがきですか、必ず裏面ありますので、4分の1で収めて有権者が見にくいとか、文字が小さ過ぎて見えないとか、そういうことがなければ、先ほども申し上げましたように、経費的には本当にわずかな経費でございますので、ただ、選挙につきましては一度導入すると、なかなかまた新たな方式でやるというのは、非常に有権者に対して誤解、不便を来すところでもありますので、持ち帰りまして選挙委員会で慎重に検討させていただきまして、対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） いつも言いますけれども、検討、検討というのはやりません、やりませんと言っているようなものなんです。そういうことではなくて、本当に実施できるように、できましたら、来年の市議選があるわけですよ。できれば、その辺のところまで間に合うように、慎重に検討してやるという方向で受けとめてよろしいんですかね。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 繰り返しになりますが、宣誓書を縮小して有権者の皆様が期日前投票なされるときに、文字が小さ過ぎて見えにくくなるとか、そういうことがなければ導入を図っていくつもりでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 実施してくれると私は強く望みまして、この宣誓書については終えたいと思います。

次に、ピロリ菌、これ、集団検診に取り入れられないかということなんです。これ、実際

私もちょっと調べてみたら、ピロリ菌の検査というのは何通りかあるらしいんですね。血液からとるとか、尿からとるとかって。これは実際、一般の医療費でいったら800円ぐらいでできるらしいんですよ。

もしこれ、65歳になったら、65歳の方はやりなさいというふうな形、このピロリ菌の持っている人というんですかね、大体100人のうち5人ぐらいらしいんですね。大体95人ぐらいはピロリ菌は保持していない。5%、今の年齢でいきますと、多分65歳という2,000人ぐらい、そのうち何人やるかわかりませんが、半分受けてくれて、1,000人としまして、そうしたときに、その受けた人はある人はもう除菌の治療をするわけですから、それは自己負担で、でも集団検診でピロリ菌の有無をはかる、このものは無料にするというような形、市長、考えどうなんでしょうかね。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども答弁をさせていただきましたが、ピロリ菌はいろいろ担当課のほうに調べさせましたら、胃がんになりやすいかどうかを検査することなんですね。血液検査のようでございます。がんを見つける検査では決してないですね。ですから、胃がんになりやすいか否かを検査する、いわばリスク検査というんですかね、そういうことなんだそうです。

今、自治体の状況を見ますと、やはりこれも一般的に通常検査ですね、年間やっております。そういったところに組み入れるべきじゃないかというような意見が大変強いようであります。本市としても、この胃がんの発症率は大変高い地域であるというふうに考えておりますので、そういった胃がんの予防は医療費の抑制にもつながってまいりますから、いわば予防検査ですよ、そういったところに組み入れるようなことを前向きに検討していただきたい。このように考えています。

○議長（佐藤雄次郎） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 3月の定例議会のときに一般質問で、肺炎が補助されて今、実施されて、大変評判がいいというんですか、やはり誰もが年をとってきて、かかりたくない病気であっても、予防で治せる。そういうふうな時代になって、逆にこの胃がんなんかは、このピロリ菌が胃潰瘍、胃がん、胃炎、こういったものに一番影響していると言われてるんですね。

だから、健康なうちに予防する。こういうような習慣を1つの市の義務づけみたいな形の集団検診、こういったものを利用して、普及していくのが一番近道なのかなと。1人当たりの医療費を抑えるということも、予防することによって感染しない。そういったものを考えれば、市の財政のほうも、なんだ、そこまでサービスしなくたっていいよというよりも、逆に言えば、効果が上がる一番の近道なのかなと。

これから元気老人というようなものを口にしても、そういうふうなチャンス、そういうふう

なものの機会というものはなかなかないわけですから、ひとつ集団検診の中に無料という文字を入れて、市民のサービスであり、医療費の低減につながるという一石二鳥というようなものを推進してもらいたいと、こんなふうに思います。

再度しつこくなりますけれども、この集団検診に取り入れてもらえるようもう一度お願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 確かにピロリ菌の予防検査というのは大変効果があるというふうな状況を聞いております。そのようなところから、本市としても取り入れるべく前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 人口が減っていく中、やはり元気ある明るい地域、これもやはりこういった患者を出さない、つくらないというような環境をつくり上げてもらいたいと。こんなふうに思います。

続いて、先ほど通学路の話、細かく回答いただきました。でも、これ、先ほどちょっと話したように、統合にかかわる人が先ほど言った3路線、実際、車で通って、ああ見ましたよじゃなくて、やはり実際歩くべきだと思うんですよ。子供たちの目線で実際、自分で自転車を押して、そして、どういうふうな危険が予測できるのか。やはりそういうふうな目でものを見ないとまずいのかなと。

この統合委員会というようなものも、これもそういったところの気配りがなかったのかなと。統合委員会だけが先に行っちゃって、該当する保護者、生徒には目は向けなかった。ものがある程度固まったから説明会を持った。この通学路にしても、全く同じ話だと思うんです。

だから、そういった面が行き届いていないということは、民間と違って予算をつけられて、いつまでにやるという、それだけが目標になっちゃっている。再編成するその対象になる人たち、父兄が入っていなかったということ自体が、この通学路1つとっても、結局言われて、あれっというふうな、やはりそういうふうな行政であってはまずいと思うんですね。その辺の考え方、どうなんでしょうかね。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいま通学路と今回の学校統合の答申の関係でございます。こちらにつきましては、平山議員おっしゃるとおり、やはり個々の道路事情等についても詳細に調査することは当然必要なことかなというふうに感じているところでございます。

なお、この答申の中においても、その学校をどこにもっていくとかいう方針とともに附帯的な意見ということで、統合にあたってはそういった環境整備、道路の安全等についても十分配

慮するよということが答申の中に申し添えてありますので、一応それだけお伝えはしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） この学校編成、また先ほどお話ししました期日前投票、こういったところで起きているトラブルというのが評議員1人1人の配慮が足りないのかなと思います。

よく、企業では5Sという言葉が使われるんですね。整理、整頓、清潔、清掃、最後はしつけなんですよ。1回言ってわかる人と、2回言ってもわからない、3回言ってもわからない人、やはりそういうふうに差があってはいけないんでしょうけれども、やはり何が必要かというようなものをもう一度根本から教えて、住民に対してどうやったらお金をかけないでサービス向上ができるか。こういったものを考えてもらいたいなとお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、11番平山 進議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（佐藤雄次郎） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき3番渋井由放議員の発言を許します。

3番渋井由放議員。

〔3番 渋井由放 登壇〕

○3番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。3番渋井由放でございます。ただいま佐藤雄次郎議長から発言の許しをいただきました。一般質問最後、11番目の登壇でございます。傍聴席には早朝から多くの皆様にお越しをいただいております。お疲れのこととは思いますが、今しばらくのおつき合いをいただければと、このように思います。

また、大谷市長の3期目の当選と池澤教育長の再任、まことにめでたうございます。これからますます市民のために御活躍をされることを期待を申し上げまして、一般質問に入りたいと思います。本日の一般質問は5点でございます。執行部におきましては、明快なる簡潔なる答弁をお願いを申し上げたいと思います。

それでは、まず、1点目でございます。蓄電池駆動電車システムの導入と観光振興についてであります。JR東日本旅客鉄道株式会社は、非電化区間の環境負荷の低減策として、蓄電池駆動電車システムの開発を進めてまいりましたが、実用性の確認を終了したことから、新型車

両をJR烏山線に導入すると、平成24年11月6日に発表したところでございます。

この決定は、今まで多くの諸先輩方が、烏山線の存続や利用向上に向けた日ごろの活動があった結果であると思っております。この場をお借りしまして、今まで御尽力をいただいた関係者の皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、現在は、山あげ祭をモチーフとした烏山駅を初め各駅舎の新築、改築工事が進められているところでございます。蓄電池駆動電車システムの導入は、烏山線利用向上と観光振興にとって千載一遇のチャンスであります。

補正予算で少し話がございましたけれども、改めて今後、どのような施策を行うかを伺うものであります。

2点目は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対応についてであります。この法律は、平成25年6月19日に可決決定をし、原案のまま成立し、平成28年度4月から施行をされます。

成立後の3年間のスケジュールは、次のように述べられています。政府は、平成25年度内に基本方針をとりまとめ、それから1年以内にガイドラインが作成されます。そして、1年程度かけて法律の周知徹底が図られる予定となっております。差別解消支援措置の1つとして、国と地方公共団体による啓発活動を定めています。那須烏山市はでき得る限りの早い対応をするのが望ましいと思っておりますが、市長の考えを伺うものであります。

3点目は、学校給食の運営についてであります。各地で学校給食に異物が混入したとのニュースが流れております。岐阜県可児市ではクロワッサンにコバエが混入しましたが、給食のマニュアルによりますと、虫は非危険物であるため、食べさせたとのこととございます。しかし、この対応に対して、多くの人に不評を買ったのも事実でございます。市におきましては、関連のマニュアルはあると思っておりますが、どのような対応をするのか伺うものであります。

4点目は、学校給食センターの工事請負についてであります。仲裁裁定の和解案が示されました。内容を見ると、施工業者の言い分がほぼ認められ、追加工事の増額に反対した議員の1人として、市民の皆様に対し、大変申しわけなく思う次第であります。

しかし、多くの議員が反対し、否決に至ったのには、それなりの理由があるわけでございます。それは、議会に対し、そのたびごとに説明内容が異なり、浄化槽の破損に至っては説明すらなく、執行部に対する著しい不信感が各議員の中に芽生えたからであり、議会を混乱させた執行部の責任は大変重いものがあると考えております。再発防止に向けた取り組みをすぐさま行わなければならないと考えますが、市長の考えを伺うものであります。

5点目は、地球温暖化防止対策の取り組みについてであります。ポーランドのワルシャワで11月11日から開かれておりました国連の気候変動枠組条約の第19回条約国際会議が閉幕

いたしました。福島第一原発事故後、原発がほとんど動かなくなった日本は、COP19で、石原伸晃環境相が、原発抜きで2020年に2005年比3.8%減という新目標を発表したところでございます。

当市においては、平成20年3月、那須烏山市環境基本条例を制定して地球温暖化の防止、その他の環境保全に資する施策を積極的に推進していくこととしておりますけれども、今後、どのような施策を実行していくのか、伺うものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは3番渋谷由放議員から、蓄電池駆動電車の導入と観光振興についてから地球温暖化対策の取り組みについて、5項目にわたりまして御質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の蓄電池駆動電車の導入と観光振興についてお答えをいたします。この新型車両は来年3月のダイヤ改正でJR烏山線に利用が導入されまして、日本で初めての営業運行とされることになりました。全国の鉄道ファンを初め、市民にとりましても大きな明るい話題でありまして、各地から多くの方が那須烏山市を訪れるきっかけとなりますことから、観光振興の絶好の機会であると期待を寄せているところであります。

昨日の渡辺議員の一般質問にもお答えをいたしましたけれども、ことしはJR烏山線開業90周年という記念すべき年でございますから、来春の蓄電池駆動電車の運行の前に観光振興対策の推進に向けた基盤となるさまざまな事業を展開してまいりました。

具体的には、震災で被災いたしました観光物産センター跡地の整備を検討し、大金駅前ロータリーを撤去するなど、大金駅前の整備、小埜駅前の休耕田を利用したヒマワリ畑の整備、山あげ祭におけるパレード、烏山駅及び大金駅の環境美化などでございまして、JR烏山線沿線の活性化と観光誘客を目指してきたところであります。

今後は、新型車両の運行にあわせまして、新たな事業も展開をしてまいりたいと考えております。運行初日の歓迎式でのミニ山あげ祭の開催、ゴールデンウィーク、夏休み、冬休み期間中の駅前おもてなしイベントの開催、JR東日本が4月から6月にかけて進めるとちぎ重点販売との連携、とちまるショップの首都圏イベントを活用した観光誘客PRの強化、新型車両内の観光PR映像配信などを計画いたしております。

また、ことし実施をいたしました花公園化構想は、新たに大里地区と小埜地区のレンゲ畑を約7ヘクタールを整備することにいたしております。大里地区の一部に、ことしに続きましてヒマワリ畑、約1.2ヘクタールを予定いたしております。

最終的には、JR烏山線という観光資源で本市を訪れました人を市内周遊観光に誘導し、リピーターを確保する仕掛けも必要であると考えております。このため、観光協会を初め商工会、商店会などと連携をし、誘客に向けた効果的な方法を検討し、一過性にとどまることなく、継続的な活性化に役立ててまいりたい。このように考えております。

第2番目の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対応についてお答えいたします。この法律は障害者基本法の基本的理念にのっとり、全ての障がい者が、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項、行政機関等及び事業所における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無で分け隔てられることなく、相互に、人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会を実現するために制定されたものでございます。

法律の第3条には、国及び地方公共団体の責務として、法律の趣旨にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならないと定められております。

また、第7条第1項には、行政機関等は、その事務、事業を行うにあたり、障がいを理由として障がいでない者と不当な差別的取り扱いをすることによりまして、障がい者の権利、利益を侵害してはならないと定め、同条第2項には行政機関等は、その事務または事業を行うにあたり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、負担が加重でないときは、障がい者の権利、利益を侵害しないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないと定められております。

法律は2年4カ月後の平成28年4月1日から施行されますが、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体的内容に関しましては、今後、基本方針や国の行政機関等に対する対応要領、民間事業者に向けた対応方針で定める予定となっております。

このため、市といたしましては、これらの方針等が策定された後、県内の動向に注視をしながら、必要事項を検討し、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいり所存であります。

学校給食の運営につきましては、教育長答弁とさせていただきます。

4番目の学校給食センター工事請負契約についてお答えをいたします。学校給食センター新築に係る工事請負契約に関する紛争仲裁の経過につきましては、昨日、平塚議員の一般質問にもお答えしておりますことから、一部重複しますことを御了承いただきたいと思います。

この紛争仲裁は、昨年12月17日付けで、請負業者が栃木県建設工事紛争審査会に、2,298万4,332円の追加工事代金を支払うよう仲裁申請を行い、市では紛争の速やかな解

決を図るため、ことし1月21日の市議会臨時議会で仲裁議案を議決をいただき、仲裁委員による仲裁審理に付しておりました。

仲裁審理は、これまで6回の審理が行われまして、去る11月7日の第6回目の審理で仲裁委員から和解案の提示がございました。その後、和解案をもとに請負業者と市の間で詳細な和解条項のすり合わせを行ってきました結果、このたび、すり合わせが完了したところでございます。

その内容は、一部条件の付加がございりますが、今回の和解案の提示に際して、仲裁委員から説明をいただいた追加工事についての考え方や仲裁判断に至った場合の影響、また、今後の展望などに照らし合わせながら、総合的な見地で代理人、弁護士と検討した結果、今回の仲裁委員の判断を真摯に受けとめ、紛争の速やかな解決を図るため、執行部といたしましては請負業者とすり合わせた和解条項により和解することが最良の選択であると判断したところでございます。

このため、平塚議員の質問にもお答えをいたしました。本定例会の最終日に請負業者とすり合わせた和解条項により、和解関連議案を追加上程したいと考えております。

また、今後の再発防止に向けた取り組みであります。今回、仲裁委員が示しました和解案に至る経緯、考え方を早急に精査をし、追加工事、この設計変更について、市が定める市建設工事執行規則中の市工事建設工事請負契約書第19条及び第20条の取り扱いにつきまして、別途市請負工事設計変更ガイドラインを今年度中に作成をし、各課職員等の考え方で安易に設計変更が行われることがなきよう、周知徹底をしてまいる所存であります。

今後とも公共工事の透明性を向上し、公平、公正な事業の執行を努める所存でありますので御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

第5番目の地球温暖化対策の取り組みについて、お答えをいたします。近年、世界各地で平均気温の急激な上昇に伴いまして、海水面の上昇や気候変動が観測をされております。生態系や我々人類の活動への悪影響が懸念をされております。このような中、平成9年に気候変動枠組条約締結国会議（COP3）が京都で開かれました。地球温暖化の主要因となる二酸化炭素の削減に向けた国際的な取り組みをまとめた、いわゆる京都議定書が採択をされまして、平成17年2月に発効されたところであります。

この議定書において、我が国では平成20年から平成24年度までの5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を、基準年の平成2年比で6%削減をすることと約束をいたしております。また、平成21年に開催されました国連気候変動首脳級会合において、当時の鳩山首相が、全ての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提に、平成32年までに温室効果ガスを平成2年比で25%削減することを国際公約として表明いたしました。

しかし、東日本大震災に伴う福島第一原発事故等の影響を受けまして、脱原発と代替エネルギーへの転換を求める動きも活発化する中、原発停止に伴い火力発電が増加をしたことで、我が国における温室効果ガスの排出量は増加しております。当面はこの傾向が続くものと予測をされています。

地球規模の環境問題といたしまして拡大いたしました地球温暖化につきましては、国際的に最も対策が急がれる喫緊の課題であります。日本におきましても、国の強力なリーダーシップのもと、資源の効率化を進め、廃棄物の排出利用や環境への悪影響も限りなく小さくすることで、産業の国際競争力を高める将来への投資に積極的に取り組む必要性が叫ばれております。

本市における地球温暖化対策でございますが、東日本大震災の発生に伴う電力不足への対応を機に、市の重点事業に位置づけ、各関係課と連携を図りながら、積極的な取り組みを推進を図ってまいりました。平成23年6月には、節電対策基本方針を策定いたしまして、短期的対策である節電対策に取り組むとともに、中長期的な対策といたしまして、再生可能エネルギーの導入、活用と省エネルギー化に関し、オール那須烏山体制で取り組むことにいたしております。

御案内のように、平成24年度からは、電力の地産地消と再生可能エネルギーの普及拡大に向けまして、太陽光の利活用を最優先の取り組み事項といたしました那須烏山市サンライズプロジェクトとして、住宅用太陽光発電システムの設置費補助制度を創設したほか、企業誘致の観点から、メガソーラー誘致を積極的に進めてまいりました。また、市内の事業者が設置いたします再生可能エネルギー発電設備や省エネ設備の導入に際しまして、新たな融資制度といたしまして省エネルギー化促進資金制度を創設するなど、事業者への支援策の拡充も図ってきたところであります。

現在は、次へのステップに向け、住宅用再生可能エネルギー機器に対する設置費補助制度の創設を検討しているほか、小水力、木質バイオマスを活用した発電についても調査研究を進めることといたしております。

また、オール那須烏山体制で地球温暖化対策に取り組むためには、まずは市役所みずからが襟を正し、率先した取り組み推進を図ることが必要と考えております。このようなことから、市役所みずからの事務事業の中で生じる温室効果ガスを削減し、環境への負荷を軽減するため、環境基本計画の見直し作業と並行して、地球温暖化対策実行計画の策定を進めているところでございます。

実行計画では、日々の節電対策のほか、公共施設や公用車での燃料使用料の抑制に努めるとともに、PDCAサイクルによる継続的改善を行いたいと考えております。

今後は、公共施設再編整備計画を柱に、公共施設の具体的な整備検討に着手することになり

ますが、あわせて電力の地産地消と防災機能の強化の観点から、公共施設への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の設置を計画的に進めまして、市役所内における温室効果ガス削減に努めてまいりたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 学校給食の運営について、お答えをいたします。食の安全に関する意識が高まる中、最近、学校給食における虫、プラスチック片、たわしの一部、ねじ等の金属片などの異物混入のニュース等が全国で報道されております。学校給食における異物混入は、一部の児童生徒のみならず、それ以外の児童生徒や保護者に不快感を与え、ひいては健康被害の可能性が有りますことから、細心の注意が求められております。

このため、本市では学校給食における衛生管理につきましては、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準や厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、適切な対応を徹底しております。また、学校給食センターにおきましては、開設から1年余りが経過しましたが、事故もなく順調に運営されております。具体的な異物混入防止対策といたしましては、本市では次のような対策を行っております。

まず、異物混入防止4原則を、持ち込まない、発生させない、混入させない、除去するを徹底し、定期研修において、何がどの時点で混入しやすいかを全調理員に把握させ、どのような対策をするかということを共通認識させております。

また、調理業務の経験から、混入しやすい異物として毛髪、虫、ビニール片が考えられますことから、特にこの3大異物に対して次の対策を講じております。まず、毛髪につきましては、入室前等に2人1組で粘着ローラーを使った点検を行います。

次に、虫につきましては、独自に野菜、果物にいる衛生害虫の手引きを作成し、定期研修で野菜によって付着しやすい害虫の特徴の把握をし、対策に努めております。

ビニール片につきましては、包装ビニール開封作業に際して、切り口の確実な目視点検を行うために、2人1組で開封しております。また、ビニール片を切り離すことが混入の要因となるため、原則として切り離さないことにしており、作業の都合上、やむを得ず切り離した場合は、ビニール片を袋に入れて破棄する対策を徹底しております。

最終的には、人の目で確認するのが最大の対策でありますことから、毛髪は落ちるもの。野菜類には虫が付着しているもの。ビニールは破損するもの。機器類は劣化するものといった意識づけによって、その都度、目視検査、目視点検を行い、細心の注意を払って混入防止対策を講じております。

今後も、児童生徒が、なごやかな給食時間を過ごし、健康のための食事について学べるよう、

異物混入、食中毒、食物アレルギー事故対策に重点的に取り組み、安心、安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいり所存であります。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 洪井由放議員。

○3番（洪井由放） 本当に丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。もう少し中身を深めたいというふうに思いますものですから、再度質問をさせていただきたいと思えます。

まず、1番の烏山線の観光振興、利用向上についてでございます。私は、烏山線のことをよく理解ができていなかったものですから、パソコンでいろいろ調べてみました。そうしますと、一番最初、烏山線はどうも鬼怒川の先に線路があったようで、鬼怒川を渡るのが大変だというようなことから、当初明治27年のころでしょうかね、下館方面に向かって線路を引っ張るんだというようなことから始まっていったらしいんですね。

明治27年、島崎善平などは多雨期の鬼怒川をリスクと考えと、こんなふう書いてある。その当時は国鉄じゃないんですね、日本鉄道奥州線長久保駅に接続するルートではなくて、現在の水戸線川島駅に至るといふ、その明治27年のころから何とかこの烏山に鉄道をということとで一生懸命やられてきたそうなんですね。

その後、鬼怒川の橋を渡って宝積寺駅というものができまして、そっちへつなごうということとで烏宝線という、烏山の烏と高根沢の宝積寺の宝ですね、烏宝線というようなことを目指して、どんどん進めていって今の烏山線ができた。このようなこととでございます。

国鉄から今度、JRになるときに、赤字83線という中に含まれまして、あわやなくなるかというところを、必死になって皆様が活動していただいて、今、ここに残っている。つくるエネルギー、そして維持してきたエネルギー、もちろん今、議会でも利用向上委員会をつくりまして一生懸命努力をしているわけとでございます。ここに千載一隅のチャンスが来た。こういうこととでございますので、市も全市を挙げて一生懸命利用向上に努めているところとでございますけれども。

その中で、前にこの利用向上策として、地震で多分中止になったのかなと思うんですが、ウオークラリーというんですが、高根沢町と那須烏山市とお互い連携をとった、そういう活動があったのかなというふうに思えますけれども、その点については清水危機管理室長ですか、担当は。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） 烏山線の利用向上対策ということとで、以前は駅伝大会が開催されておりましたが、道路事情で開催できなくなり、それにかわる事業として、宝積寺駅から烏山駅まで歩く沿線ウオークということとで、当時の3町連絡会議で烏山線利用向上対策の連絡

会等が中心になって実施をしてきました。2年前、震災で募集まではしたんですが、その後、実施できず、昨年も実施できなかったという状況があります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 洪井由放議員。

○3番（洪井由放） たまたまなんですけれども、この話を聞きまして、元気があって往復する人もいるんでしょうけれども、一般的には宝積寺から歩いて、また、烏山駅から向こうへ歩いてもいいんでしょうけれども、歩けば帰りは大体烏山線に乗ってくる。こういうふうに聞きましたけれども、その辺はいかがですか。

○議長（佐藤雄次郎） 清水危機管理室長。

○危機管理室長（清水敏夫） この事業は、必ず烏山線を参加者が利用するというので、例えば那須烏山市の参加者は今までですと宝積寺がスタートですので、宝積寺まで烏山線で行って帰ってくる。歩いてくる。また、宝積寺方面からの参加者については、帰りは烏山線を利用するというので、利用者の方が100%烏山線を利用していただく、非常に利用向上につながるイベントだと思います。また、これまでも、それは広報はしていませんが、100名から150名の参加者がありました。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 洪井由放議員。

○3番（洪井由放） まだ復興途上ではございますけれども、地震の騒ぎも収まった、またこの、蓄電池駆動列車も走る。こういうことで、たまたまなんです、私の後援会長、後援会と言っても3人ぐらいしかいないんですけれども、その後援会長が烏山のほうじゃなくて、宝積寺のほうで仕事をしているものですから、高根沢の観光協会の副会長でございまして、ぜひこういうのをもう1回、那須烏山市と高根沢町が後援して、多くの方に利用ができるようになったらいいのではないのかなというような話だということで、ぜひその高根沢町のほうと意見を交換していただいて、これを進める。また、進めるにあたっては、せっかくなものですから、新しい駅舎もできることになるわけですね。

よく私の母なんかは、私は信心深くないんですが、母は信心深くて、八溝七福神めぐりとか、そういうところに行ってスタンプを押してきて、どこどこめぐりとかといって判こを押してくるわけなんです。七福神の駅舎めぐりとか、七福神駅舎めぐりといいますと、駅舎をめぐる結構、例えば滝からぐっと上がっていくとか、坂があるんですけれども、平らな部分が好みの人と、坂を上がった方がいいよという方もいると思うので、そんなようなのもつくって。

例えば新しいスタンプというんですか、そんなのそんなにお金かからないと思うんですね。で、記念に持っていってもらおうとか。例えば手拭いみたいなのところに、落ちちゃうかどうか

からないんですけど、手拭いにこう、空欄があって、そこにそれを押す。そうすると、それが消えちゃだめですけどね、消えないようなインクも多分今あると思いますよ。そういうアイデアで烏山線沿線ウオークラリーもいいんですね。

七福神駅舎めぐりと、こんなようなことでこの烏山線を一生懸命推進しようということで、この七福神駅舎というのも考えてPRしてくれたんだそうですね、前の方が。そういうものを利用してやれたらいいのではないのかと思うんですが、これは多少のお金もかかりますし、市長からお話しいただければと思うんですけども。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の渋井議員のウオークラリーあるいは七福神を配したスタンプラリー、大変建設的な御意見であると受けとめております。あるいは今、JRとの連携を深めておりますが、その中で大金駅、滝駅からのハイキング、これも連携を組んでやらせていただいております。あるいはトロッコ列車とか、いろいろな連携事業がありますが、今、ウオークラリー、スタンプラリー、これは市としてもやはり考えていくべきだろうと思っています。

それにはやはり高根沢町との連携が必要だと思います。そういうところから、私、高根沢町の町長にも既に働きかけてありまして、共同事業でこの烏山線沿線の活性化を図ろうじゃないか。いろいろな企画をしようじゃないか。こういったところを働きかけてありまして、そういう中では、このウオーキングあるいはスタンプラリーも大変私は貴重な御提言であると受けとめておりますので、そのようなことも御提言をしながら活性化策を講じていきたいなと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） ありがとうございます。ぜひ実現に向けて高根沢町ともしっかり協力して、この烏山線の利用向上、また、観光振興に努めていただければと思うんですね。

あともう一つが、花公園化の構想で、ヒマワリ、前年はございまして、今度はまたヒマワリもやるんですけども、別なものやるということでございます。花というのは人を引きつける。もともとはミツバチとかハチとか昆虫を引きつけて受粉をするという目的のために、美しくなったんだというようなことを書いてあることもございまして、非常に魅力があるものですね。

ところが、やはりヒマワリなんかは一度植えると刈り取って、また植えないと、なかなかだめだ。こういうふう思うんですけども、その中で球根ですね、例えば彼岸花、そしてスイセン、これは根っこに有害といいますか、毒といいますか、リコリンというのが含まれておりまして、これをやりますと、簡単に言うとミミズだとかが出ないので、モグラが来ない。そうすると、あぜにそういうものを植えておくとモグラが来ないですから、田んぼなんかは非常に

有用だというふうに書いてあるのがございまして、そうしますと、1回これを植えれば増えていくということなんですね。そして、田んぼのあぜというんですが、土手というんですか、そこにとってもいい。そして、自然に増えていく。人が見てもきれいだ。

こういうふうになれば、非常にいいのではないかとということで、私、滝の農家の方のところに行ってきました。それは非常にいいんじゃないかと。何なら協力してやるよというような話もございまして、この花公園構想のあぜとかそういうところに一度彼岸花、スイセン、こんなのも植えていただいて、果たして2年、3年どうなるか。こんな検討もこの花公園構想に入れていただけないかなと思うんですが、これは農政課長がいいでしょうか。どうですか。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 確かに彼岸花等はモグラは嫌うわけですね。畦畔、今、くろとおっしゃいましたが、農家ではくろと言いますが、畦畔の保護にも役立つというようなこともありまして、さらには、レンゲ、ヒマワリ、彼岸花と時期が違いますので、その辺、トンネルを宇都宮方面から来た際に、彼岸花が咲いているというような滝地域、この前も渡辺議員からもありましたように、滝地域の花というのもありましたので、その辺を含めて植栽できるような方向で検討してまいります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 農政課長がそこで今、市長にと言わないとだめなんですよ。市長、どうでしょうかって、聞く予定なので。いかがでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） このことは、既に農政課長などに指示をしているところでございまして、私も大変、彼岸花は有効だと思っているんですね。今、高瀬に南部の土地改良区で移植をして、大変見事な彼岸花が烏山街道沿いに咲いているのは、皆さんも御存じだと思いますが、今、森田地区でも一部烏山線沿線に植えてもらっています。そのようなところから、彼岸花、これはやはり虫がつかませんから、あとスイセンもそうですね。また、あまり管理しなくても草を刈っておけば来年芽を出してくれるということですから、大いに、これは彼岸花、スイセンはあの沿線、植栽をしていきたいと思います。

それにはやはり地元の農家あるいは土地改良区の協力が欠かせませんので、そういった皆さん方と地元の方とどうしても協議をする必要がありますので、そのようなことで、地元の皆さん方の御協力も得て、そういった花公園構想をさらにさらに拡充していきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 彼岸花はやって実績があるんですが、スイセンというのがないんです

よね。これ、スイセンの球根も彼岸花の球根と全く同じ毒なんです、調べてみると。ということは、花の時期が2月、3月のスイセンと、9月、10月ごろですか、彼岸花、どうせならその両方混載でやってもらえればいいのかないかなということで、わざわざこれ、やっているわけなんです、ぜひスイセンも考えていただきたいと思います。

それともう一つ、ちょっと市長からも出ましたが、大金駅前の活性化ですね。この大きい建物ということで、この前、御説明をいただいて、それについてはまだ決まっていないので、いろいろな議論の中でこれから決めていくんだという話でございます。

私は、これがいいかどうかはわかりませんが、1つ検討する中に入れてもらいたいというのは、若者の定住型の住宅と併設ができないかということなんですね。あそこだと小学校、中学校、幼稚園、保育園、健康福祉センターが非常に近いところにありまして、この前の説明の中にも子供たちが集まる場所、お年寄りが集まる場所、そういうものをやりたいんだという市長の思いは痛いほどわかるわけです。

そういう中であって、今、那須烏山市は、若者の定住用の住宅が市としても考えようじゃないかというふうに言っていると、自分では理解しているんですけども、ほかの市なんかにも、これ、ほかの市のやつなんですけれども、若者定住住宅の入居者募集とか、結構ございます。その予算の面云々ということもあるかと思うんですけども、これを今、後ろから答えが出てしまいましたけれども、PFI、PFIでもいろいろ種類がありまして、ビルド、オペレート、トランスファーとBOTとか、そんなようなものも1人管理されてやると。その管理者にはお金を払うよとか、そういうような形で、うちの市は大きいボリュームじゃないので、なかなかそのPFIになじまないかもしれませんけれども、そんな形で1つ検討するというのもどうかという提案なんですけれども、市長、いかがでございますか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 十分御提言の趣旨はわかります。このことについては、若者向けの市有住宅については、今、担当課等を含めて検討はさせていただいています。特に、このJR烏山線沿線の中で、市内5駅があります。その駅周辺の定住あるいは若者向けの住宅は大変定住促進に効果がある。

このように見ておりまして、そのようなところから、駅前周辺の整備にはそういったPFIも活用したあるいは民間活力を活用した若者向けの住宅は大変ふさわしい政策だと思っています。そういったところは、検討は大いにさせていただいて、この定住あるいは人口減少の歯どめ策になることは間違いありませんので、駅周辺を中心にそのような検討はしていきたいと思っています。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋谷由放議員。

○3番（渋井由放） 駅周辺は、駅がたくさんございますので、全ての駅が活性化できれば一番いいんですけども、まずはさしあたって大金駅というのが、一番ぱっと見ると子供たちを育てるのには最もいいところかなというような気がいたしますので、ぜひその、まだ検討して中身が決まっていないということでございますから、お願いをいたしまして次に行きます。

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律の対応についてというようなことに移っていきたいと思います。これは、まだまだ先のことのように思われますけれども、国連の障害者権利条約、これを批准するために国内法の整備をするということ。その最後の法律でございます。日本は百三十何番目に批准をするということで、我々議会中に参議院の外交防衛委員会ですか、そこで全員一致で可決をされて、137カ国と欧州連合が締結済みだというふうに書いてあって、その国連障害者権利条約の批准をするための国内法の整備の中の一環でございます。

国際的にも日本はそういう意味では、ようやく批准へというニュースです。国内法整うと、今まではいろいろな関連法案をすり合わせてやっとここまでやってきたと。6年だか何年ごしでこういうふうになつたところですよ。

こういうこともございまして、我々ちょっと前になりますが、ここのミツワ工房というところに行ってきたんですね。野上に今度お昼なんかをやるよなんていうことで、いつもの議員仲間5人組といいますか、そんなところで行ってまいりまして、いろいろ仕事の中身やその他聞いてまいりました。

そうしたら、なかなか障がい者がやるということになると、大丈夫ですかと心配事があって、仕事がなかなか受け入れられないんですよという話の中で、実はパッカー車を持っているんですよ。ごみ収集ぐらいはできるんですよ。こういう話をしておりますので、なるほど。で、私がこの障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律、これができ上がるのを待って、今、ここに一般質問をするわけですけども、この入札とかそういう関係ですから、どうですか、総務課長になりますか。ミツワ工房さん、許可は要らないわけですからね。どうでしょう。

○議長（佐藤雄次郎） 小口健康福祉課長。

○健康福祉課長（小口久男） 今の渋井議員のごみ収集云々があるということで、前に障害者優先調達推進法の中で、優先して障がい者の施設について調達をしますよということですので、福祉の立場からしますと、そういうことをやるということは大変いいことだと思いますので、今後、調査研究したいと思います。それについては総務課長のほうにお願いします。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 今、健康福祉課長からありましたように、全ての業務が入札をや

って業者を決定するというわけでもございません。随契項目の中に公益法人とか、社会福祉法人とか、そういう要件を満たせばあくまで入札じゃなくても契約は可能でございます。また、入札、随契を行うにあたっては、市のほうにそういう業務ができますよということで、2会計年度になるんですけれども、その際に際しては社会福祉法人であれば、定款、いわゆる約款の中にできる業務を入れてもらいまして、指名参加願いを出していただいて、その上、指名選考委員会で検討していくということも可能でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 了解をいたしました。

次に、やはりこの障がい者施設の話になりますが、大和久学園が指定管理でパン、これは私は、福祉の部門かなというふうに思うんですが、建物をつくったのは農政なんですね。これをやってもらうということで、福祉の観点からも非常にありがたいことだなというふうに思っているんですね。

次に、あそこは、いちご園も併設されておりまして、これは別なところがやるわけなんですけど、あと3年後には、だんだん年もとってきてという話もちらっといただきました。どうせならば、福祉関係の充実も含めて、私は大和久学園さんに聞いているわけではないんですが、一緒にできれば、そっちのほうの方が効率がいいのかな。それで、障がい者だからってできないよという話は聞けないよという話でございますから、よくやれば、そういうこともあと3年あるわけですから、育てられれば育てていけるのではないのかなというふうに思いますが、私は農家をやったことがありませんので、イチゴの難しさというのはそんなものじゃないよということかもしれません、農政課長、その辺、どのように考え方ができるか、話をいただけますか。

○議長（佐藤雄次郎） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 実は大和久福祉会さんには、先に指定管理のときに、3年後はイチゴ園もどうでしょうかというお話は申し上げております。その利用者の方がやるには、今、渋井議員おっしゃるように、イチゴのほうも結構技術的なこともありますし、作業的なものもありますので、ちょっと難しいところがあるということはお話は聞いております。

しかしながら、3年かけて大和久福祉会さんとパン工房のほうとも詰めていきますので、それらについても並行してお話し合いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） では、続いて、学校給食の運営についてということで、最近、虫が混入したということで、この前、うちにはどんなマニュアルがあるのですかということで、マニュアルをいただいてあります。これ、大量の調理施設衛生管理マニュアルというのをいただい

たりしております。

それで、何を言わんとしているかという、危機管理マニュアルというか、もし、入ってしまったらどうするのというような、そういうマニュアルはありませんか。どうでしょう。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） ただいまの危機管理的なマニュアル関係の御質問かと思えます。これにつきましては、先ほどの厚生労働省から出ております大量調理施設の衛生管理マニュアル、それから、文部科学省から出ております学校給食衛生管理基準、これが基本的なバイブル的な要素となりまして、これに基づいて、各市町村において、そういった異物混入等、アレルギーを含めて、最近いろいろな細かな事象がありますので、それに対するいろいろな指針、対応策等については、国、県を通して指導等ございます。

そのような関係で、市においても、そういった基準、マニュアルをもとにして判断基準ということで、異物混入に対しましても現場、それから、給食センターにおいて、いろいろな理由の異物混入があった場合はどうするというような判断基準がございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） そうますと、当市は例えば虫が混入した場合は、どのような対応をとるのでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） こちらの判断基準ですね。これはほとんどこの市町村も、全国一律ほぼ同じような判断基準になっているかと思えます。まず、こちらについては2つに大きく分けまして、危険な異物が入った場合が1つ目。もう一つが非危険物の場合、危険でないようなものですね。ということで大きく2つに分けて判断をするような形になっております。

1点目の危険な異物については、金属、ガラス類ですね、こういったものが混入した場合がそれに該当いたします。

もう一つの2点目の危険でないもの、非危険物と言いますが、これらについては毛髪、虫、食材の入っていた包装材、こういったものが非危険物の場合ということで、大きく2つに分けて判断基準を想定しております。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） これ、新発田市って新潟県ですかね。ここに新発田市のホームページから取ったんですね。新発田市の学校給食衛生管理マニュアルというのと、学校給食異物混入対応マニュアルとどんと入ってしましてね。その中に虫、毛髪、食材の包装材料、切れ端などは健康への影響はないもの。これはたまたま取ったんですが。

可児市でこの前、ハエが異物ではないので食べさせた。マニュアルにあるんだから当たり前だ、こういうふうになったわけです。それで、御父兄がそんな話、聞いてられるかよと。ハエが入って、それ、たかったやつ、取って食えと。そのマニュアルというのは一体何なんだという、今、騒ぎの渦中にあるわけです。

そういう場合、すぐにもうちのマニュアルはこうなんだよ。あそこで言っていました。マニュアルがこうなんだから、食わせて当たり前なんだ。自信を持って言っていました。マニュアルがおかしいだねという騒ぎになっているわけなんです、その辺、まずホームページにきちんと、ホームページじゃなくたっていいですよ、どこだって。皆さんのわかるところで。ほかの市はそういうふうになっているんです。どうですか、その辺。すぐできるんでしょう、これ、ぺたっと張りつければいい話。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 渋井議員の御提案のとおりでございます。私どももそういったものを受けまして、やはり先ほど先進事例ということで御紹介がありましたけれども、私どもでもこういった危機マニュアルということで、事務所に全部控えて、毎年度、学校が始まる前には学校の給食主任がおりますので、そちらを集めて、こういった異物が混入した場合はどう対応するかということの申し合わせですね、こちらは共通認識としてとっている状況でございます。先ほど御紹介のあったものも、やはり私どもでもう既にそういったものは控えておりまして、全国ほとんど同じようなパターンでなっております。

もう一つ、今あったマニュアルどおりだからどうのという部分がありました。こちらについては、最終的にやはりあくまでもマニュアルでありますので、その詳細の状況等によってどう判断するかというのが最後は人になりますので、これについては学校の現場長、それから我々給食センターと連携して、そこでどういった選択肢がいいのか判断するということが最終的には一番大切だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） まず、ホームページには載せてもらえるんですか、それ。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） こちらはもう既にあるものでありますので可能であります。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 次に、この那須烏山市の学校給食は、御父兄に欠食した、においが出たというだけで心配をおかけしているわけです。心配をおかけしておいて、ほかのホームペー

ジを見るといろいろなのが出てきて、こんなのもあるんだ、あんなのもあるんだ。うちのほうはない。これではやはり心配に拍車をかける市政かなという感じなんですね。逆に情報をどんどん出して、市民の皆さんにわかってもらおう。

また、できれば、これ、うちのあれだけじゃなくて、これがそうなんですがね、虫、毛髪、食材の包装材、さっき言ったようにハエだとかそういうものは、絶対入れちゃだめなんです、可児市には入りまして騒ぎになったわけですから。そういう対応の場合は、食べさせないわけにはいかないというんですよ、向こうが言っているんだ。マニュアルでは虫は非危険物異物、主食、食べさせないわけにはいかない。その場で。だって、腹減っているんだから食うなどは言えないでしょう。その辺もよくよくやってもらえればなど。私なんか大丈夫ですよ、落ちたものだって拾って食べちゃいますけど、やはり今の子供たちはもう優しく優しく、じいちゃん、ばあちゃんがこういうふうに優しく育てちゃうからね。

学校給食会から提供を受けているわけですから、例えばパンや御飯、今回、御飯問題ありましたけれども、学校給食会は年何回そういうところへ行って確認検査をするんですか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） こちら、定期的にはちょっと回数までは資料を手持ちしておりませんので、この場で回答はできませんけれども、全ての施設、指定工場等については巡回をして定期的に確認をすると県の学校給食会の規定でなっておりますので、定期的にやっているのは間違いございません。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 洪井由放議員。

○3番（洪井由放） 年1回と月1回と1週間に1回とじゃ、大きく違うんですね。年に1回じゃあ、行ったか行かないかわからない話ですから、極端なことを言うんですよ。これは可児市ですから岐阜県なんですね。岐阜県は議会で、うちでいう文教福祉常任委員会みたいなものがありまして、学校給食会を呼んだ。いろいろやったと。そうすると、そこでは、年1回検査に行っているんだという話ですよ。職員は13人しかいない。工場立入検査は夏休み中の8月に行っていた。岩本理事長は委員会で目が行き届いているかと言われれば、そうではなかったというふうに言っているんですね。まあ、いいです。

だから、うちの学校給食会はいつ行った。どのような検査をした。当然、それ、給食を再開するにあたってはそんなの確認しているでしょう。どうぞ。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 今回の欠食事故で、栃北炊飯については県の学校給食会が立ち会いのもと、そこから提供を受けている県北地区ですね、那須烏山市を含めて大田原市、那須塩原市、こちらの教育委員会も立ち会いのもとに検査をして再開に踏み切ったということで

ございます。これについては、新聞報道でも既に報道されている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 結局、検査の頻度や中身、そういうのをしっかり、ああ、こういうことをやっていたのにこういうのが出たのかとか、そういうのを明確にしないとだめですよ、明確に。市民にお知らせする。それは仕事だと思いますが、どうですか。

○議長（佐藤雄次郎） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） こちら、財団法人の栃木県の学校給食会ですね。こちらと我々のほうも、いろいろな仕入れ、御飯、パンの提供を受けておりますので、直接、児童生徒の口に入るものをそこから提供を受けている状況でございますので、こちらについては現在もやっておりますけれども、さらにそういった衛生管理の確認については、私どもでも十分情報を得て、確認を、さらに徹底を図っていくということで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） ですから、学校給食会が年何回の確認を行ったか。そして、どのような確認を行ったか。これを明確にし、今すぐくれとは言いません。後でいただければありがたいかと思えます。

いまだホームページにはこういうことがあったとか、そういうことは一切、県の給食センターには書いてございません。クリスマスのケーキはこんながあるというのは書いてありますが、それを明確にしないといけないということと、可児市におきましては、市長が学校給食への異物混入についておわびを申し上げますときちんとなっていますよ。学校給食における異物混入についてのおわびと、教育委員長もしっかり、これはホームページですよ、可児市の。どん、どんと出ております。やはりしっかり責任を明確するという必要ではないかと、私がやるわけではないんですけれども、私はそれが必要だと思います。後は自分で判断をしていただければありがたいということです。

それで、時間がだんだんなくなってきました。これは那須塩原のホームページです。こういうふうに出ています。夏休み明けから米飯給食を再開します。週末に貯水タンクにため置きした地下水の劣化、倉庫内の精米が高温下で保管されていたとか、こうやってきちんと理由があって、こういうふうなことをやりました。きちんと出ているんですね。米ぬか、配管内の付着状況をファイバースコープで確認して洗浄を行い、私、9月に一般質問したときに、どうなっているんですかと言ったら、こういう話、出ないんですよ。私は那須烏山市のホームページを見ないから那須塩原市のホームページ、あっ、こうやっているんだと。こういうことなら出る

んだらうなと思ったら、出ない。やっぱり議員が一生懸命やっているわけですから、きちんと言ってくればいいんです。那須塩原市のホームページに細かく出ておりますので見てくださって。

今、時代はここら辺のごちゃごちゃ言ったって、世の中通用しませんからね。しっかりと出ているわけですから。何ならば、那須塩原市に行ってくださいってやって、ぺたっと張りついて行ってくださいよ。大体ばかにしているというふうに私は思っております。

続きまして、学校給食センター建築工事に参りたいと思います。あと20分でございますのでね。これは当たり前のことをやるわけです。まず、那須烏山市建設工事執行規則というのがございまして、ここには入札をするにあたっての心構えみたいなものがあるんですよ。当たり前前の方が書いてあるんでしょう、これ。どうですか。総務課長。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 御指摘のとおり、入札にあたりましては、入札事務取扱規則及び那須烏山市建設工事執行規則の中に、入札を申し出るときには設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、次のとおり入札いたします。金額を入れるときには、また改めまして那須烏山市契約規則、那須烏山市建設工事執行規則、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、入札いたしますということで、それを確約した旨で札を入れますので、業者につきましては当然内容については熟知した上で入れるというものと推察しております。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 今、先回りお話をしておいたんですね、総務課長にね。熟覧と書いてあるんだと。熟覧というのはどういうことかということ、熟というのは熟するとか、そういう意味で熟練、よくよく腕を練るとか、そういう意味。ということは、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧の上、熟覧、自分のものにして入札をしますよ。入札書にも書いて、判こをおして入れているんですよ。これ、古い建設屋さんなら当たり前のことと言うんです。入札ね。特攻隊は知覧、入札は熟覧。行ったらもうそれで終わりなんだって。これが世の中の常識でございます。

中山前議長は、わざわざあちこち調べた。どうなんだと。渋井君の言っているとおり、やっぱりこれは1回入れたら責任があるんだということで、中山議長と高德副議長、当時はですね、施工した会社に行った。そうしたら、よく見ていなかったと。これはきちんと全員協議会で中山議長が言ったことですから、よく見ていなかったと。こういうふうに言ったということですが、後ろから応援どうぞ。そのとおりということで、熟覧しないで入れて、責任が何で那須烏山市のほうに来るのか。

○議長（佐藤雄次郎） 渋井議員。品格のある質問をしてくださいよ。

○3番（渋井由放） はい。品格がなくてまことに申しわけありませんが、これ、一千何百万円をついつい市民のお金を払ってしまうものですから、まず、熟覧をしたということを了解の上、増嵩に応じた。これが問題なんだと思うんです。我々、仮契約できちゃってからの話ですからね。熟覧、この熟覧というのは一体どういうことなんだ。都市建設課長、熟覧というのはどういうことですか。

○議長（佐藤雄次郎） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 熟覧というのは、現場をよく見て、設計書をよく見て、図面をよく見てということでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 品格がない質問で申しわけないんですが、当時の議長が行ったときには、よく見てなかったと。よく見る時間がなかったと。こういった話ですからね。これ、もう我々は委ねてしまったので、その点については言いませんけれども、市民から、これ、おかしいんじゃないのかと言われたときには、私は大変なことになるのかなというふうに思うわけでございます。市民のお金ですからね。

熟覧ということをもう一度皆さん、肝に銘じて、これから公共事業の執行、それだけじゃないんです、全てにおいて熟覧をしてやっていただきたい。このように思っております。

続きまして、地球温暖化対策の取り組みについてであります。先ほども申しましたけれども、地球温暖化防止に対して、市も一生懸命取り組むということでございます。この地球温暖化防止月間というのがございまして、環境課長、これ、いつが防止月間ですか。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 地球温暖化防止月間、ちょっとど忘れしてしまいましたけれども、申しわけございません。たしか8月だったような気がしたんですけれども。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回条約国会議、COP3ですね、平成10年から12月を地球温暖化防止月間と定めている。こういうふうになっておりまして、今がまさに地球温暖化防止月間でございます。

それで、ここに那須烏山市環境基本条例というのがございまして、この中にはいろいろ書いてあるんですね。私はこれ、熟覧いたしましたので、熟読、絵もかいてあったので覧ということかなと思います。図面なんかと同じように。

こういうふう書いてあるんですね。市長は毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。こういうことでございますが、私、先回り、これを出してくださいというふうに言ったら、つ

くってありませんと言われたんですけれども、これは間違いないですか。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） その点は今のところ、してございませんでしたので、環境基本計画の後期計画において、前期計画の実施状況ということで裏面に資料としてつけさせていただきますことしております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 毎年度、年次報告を作成し公表するものとする。これ、日本は法治国家ですから、条例ですからね、自分でつくったものは、やはりきちんとやってもらったほうがいいかなと思います。ただ、環境課長も大変なんですね。震災があつて、がれきの処理、文句は出るわ、そんなことで大変だったということ鑑みて、ここで追及はしませんが。

もう一つ、ここに環境課からいただいたんですが、私も全部とつてあるんですね、いろいろ。環境省のホームページでございます。環境省のホームページを見ますと、先ほど市長が言いましたけど、実行計画を策定する。このようになっているのかなというふうに思うんですね。

実行計画は今つくっている最中ですよということなんですが、県下で今、ホームページを見るとわかるんですね。栃木県は未策定の数というのが出ていまして、どことどこがつくっていないかという、出ているんですよ。策定状況を見ますと、那須烏山市と塩谷町だけがつくっていないんですね。周りを見ますと、茂木町、もちろんそれしかつくっていないんですからね。那珂川町もつくっていれば、高根沢町もつくっていれば、市貝町もつくっていれば、周りの市町全て、さくら市も当然つくってあります。

私はこれ、別に那珂川町よりも早くつくれと言っているわけじゃないんですが、広域行政を一緒にごみ処理をやっていて、どっちかというリーダーする立場にあるものは、それが早く策定できたほうがいいのではないかなと、こういうふうに思うんですね。その辺、環境課長、何でこんなにおくれたのかをちょっと。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） この地球温暖化対策の推進に関する法律、平成10年10月にできたわけですが、合併前ということもありまして、合併後、総合計画あとは環境基本条例、そして那須烏山市の環境基本計画ということで進んでまいりまして、その途中、節電対策基本方針、あとは再生可能エネルギー導入活用推進計画ということで進んでまいりまして、今回、後期基本計画を策定するにあたり、部門計画として地球温暖化対策実行計画ということで、今のところ、途中、事務局案という形までつくったという状況でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 多分、各市、状況は同じようなものなんだろうと思うんですよ。合併したところもあれば、大変忙しい中、やったと。これがいいかどうかわかりませんが、支援マニュアルというのがあるんですよ。ホームページを見ると。その支援マニュアルというのがありまして、これ使うかどうかわかりませんが、これは対象は主として3万人未満の町村となっているんですけども、こういう支援マニュアルがありまして、例えば第1次那須烏山市地球温暖化対策実行計画とあって、これ、私だってできますよ。極端なことを言うと。執行権がないのでできませんけれども、何でこんなにほかが早いのかなと思ったら、多分こういうのを利用してやっているのかなというふうに思っているんですね。

やはり今、那珂川という川が流れていまして、大型台風が来ると水浸しになっちゃうんだよというようなことで、大騒ぎをこの那須烏山市はしているわけなんですね。そのためには、その発生の原因であろうと言われている地球温暖化、自分が被害を受けるわけですから、真剣になってやらないとだめだ。環境課が中心になって各課に広める。各課に広めてやってくれば、多分学校教育課でもペレットのエアコンを入れたのかなというふうに思うわけでございます。やはりそういう情報がないから、つつい地球温暖化防止に向かった施策がとれない。このようになるのかなと思うんですね。

これ、私、黒磯とか那須町のお話ばかりしたら怒られちゃいますけど、那須塩原市温暖化対策実行計画というのが出ていまして、この中にはバイオマスの燃料をしっかりと使っていきよ。いわゆるストーブには公共施設や学校などへペレットストーブ、ペレットボイラー、チップボイラー等の導入を検討。木質バイオマス利用拡大の仕組みづくりについては、木質バイオマス利用による環境評価を評価し、事業者への動機づけの仕組みをつくり検討するんだというのも書いてあるんですね。

あともう一つですが、いまさら言っても始まらない。この車を買いましたね、電気自動車。あれもやはり二酸化炭素対策のほかに何かありますか。大きい理由としては地球温暖化防止か何かそんなようなことでしょうか。

○議長（佐藤雄次郎） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） やはり二酸化炭素が出ないということですね。燃料を使わないわけですから。ただ、電気には一部燃料が使われていることもありますけれども、それからすると非常に効率がいいということですね。

○議長（佐藤雄次郎） 3番渋井由放議員。

○3番（渋井由放） もう、時間がなくなりましてね、それ、ただ乗っているだけではだめだと思うんですね。また、そういうことができるかどうかわかりませんが、12月1日マラソン大会がありました。そういうところに出て、地球温暖化防止のためにPR月間ですから、し

ながら先導をすとか、そういう別な利用形態もしっかり考えてもらえばいいのかなというふうに思います。これ、生涯学習課長、時間がないのでそれはあれなんですけれども、あと、しっかり庁舎内で地球温暖化対策、これをしっかり考えてもらいたいと思うんです。

ソーラー発電を載せられるところ、またはソーラーのさまざまな温水とか、そういうものを載せられるところ、これ、しっかりしてね、市みずからがやっぱりやっていきませんと、ほかよりもおこなっているのを取り戻さないでだめだというふうに思います。

例えば太田のメガソーラー事業、これ、太田市がみずから太陽光発電所をやっているんですね。これ、収益も上げている。うちのは、烏山の小学校、烏山の中学校、あそこは屋根が南に向いて高台で、もう集光ばっちりですから、そこら辺、市みずからソーラー発電事業をやるというようなことはございませんでしょうか。市長、どうですか。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この地球温暖化については、災害とも関連があり、あるいは再生可能エネルギーについても喫緊の課題でありますので、市としては、でき得ることはやっているつもりでございますが、まだまだ御指摘のように至らないところがあると思います。さらに関係課、全庁体制でこの問題は取り組んでいきたいと思っておりますので、さらにスピード感を持った対応をいろいろな策で考えていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） 水上議員もおっしゃいましたが、今がバブル。今やらなきゃどうにもならないんですね。だんだん値段は下がってきます。いつやるの、今でしょう、こういうことですね。どうぞ市民のために一生懸命空いているところを利用して、または使っていないところを有効に使う。

そういうことと、あと、この12月の月間、人権の週間というのはありまして、学校では私、あゆみネットというのを一生懸命見ているんですが、この地球温暖化防止月間については、いまだやっておりません。もっとも環境課長がいつだかわからないんじゃないかね、当然できません。

人権週間というのがあって、人権週間なんだよというのをやっているんですね。教育、今、子供たちをそういうことで育てなきゃならない。ぜひ、この環境問題も、やると条例に書いてあって、報告もないのでしようがないんですが、ぜひとも教育長、そこを子供たちに地球温暖化やっていただくようお願いをして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、3番 渋井由放議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は12月11日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

[午後 3時40分散会]